

企業中心の全民所有制企業からの税収は金額的に大きい。しかし、その税収率から見ると全民所有制企業とともに、それ以外の企業の発展が大きくなれば、九江市財政にとって更に好ましい結果をもたらすと言える。こうした側面からも、企業所有形態の再編円滑化は重要な意味を有するといえる。

1.2.3. 行政の役割の変化と工業計画の効果的な運用

工業開発の計画的な推進において、行政の役割は工業企業の活動を活発にする各種外部条件や産業基盤の整備、そして誘導措置が中心である。これを効果的に実現していくためには、次の3つの事項に留意すべきである。

第1は行政サービスとしての計画の運用である。このため、企業の行政に対するニーズを的確に把握・反映した計画づくりと運用を進める必要がある。

第2は関連政策との整合、関係機関との連携・協力である。既述のように工業計画は大きく6つの政策分野に区分され、政策内容によっては工業＝製造業だけでなく交通や流通、観光等の第3次産業などの他分野との連携・補完が不可欠のものもある。行政的には計画実現のために中央政府、江西省との関係はもとよりとして、九江市政府内部でも各委員会、局又は部等の相互の横断的な協力関係が必要となる場合もある。

第3は横向き連合である。九江市の開発は、国策である長江沿江地域協調的開発・発展戦略の重要な一環をなす。経済的な側面だけでなく、各種情報の収集や技術開発、研究開発等においても、長江沿江地域をはじめとした他地域との連携と補完は極めて重要である。

1.3. 工業開発の将来像と目標

1.3.1 工業展開の将来像

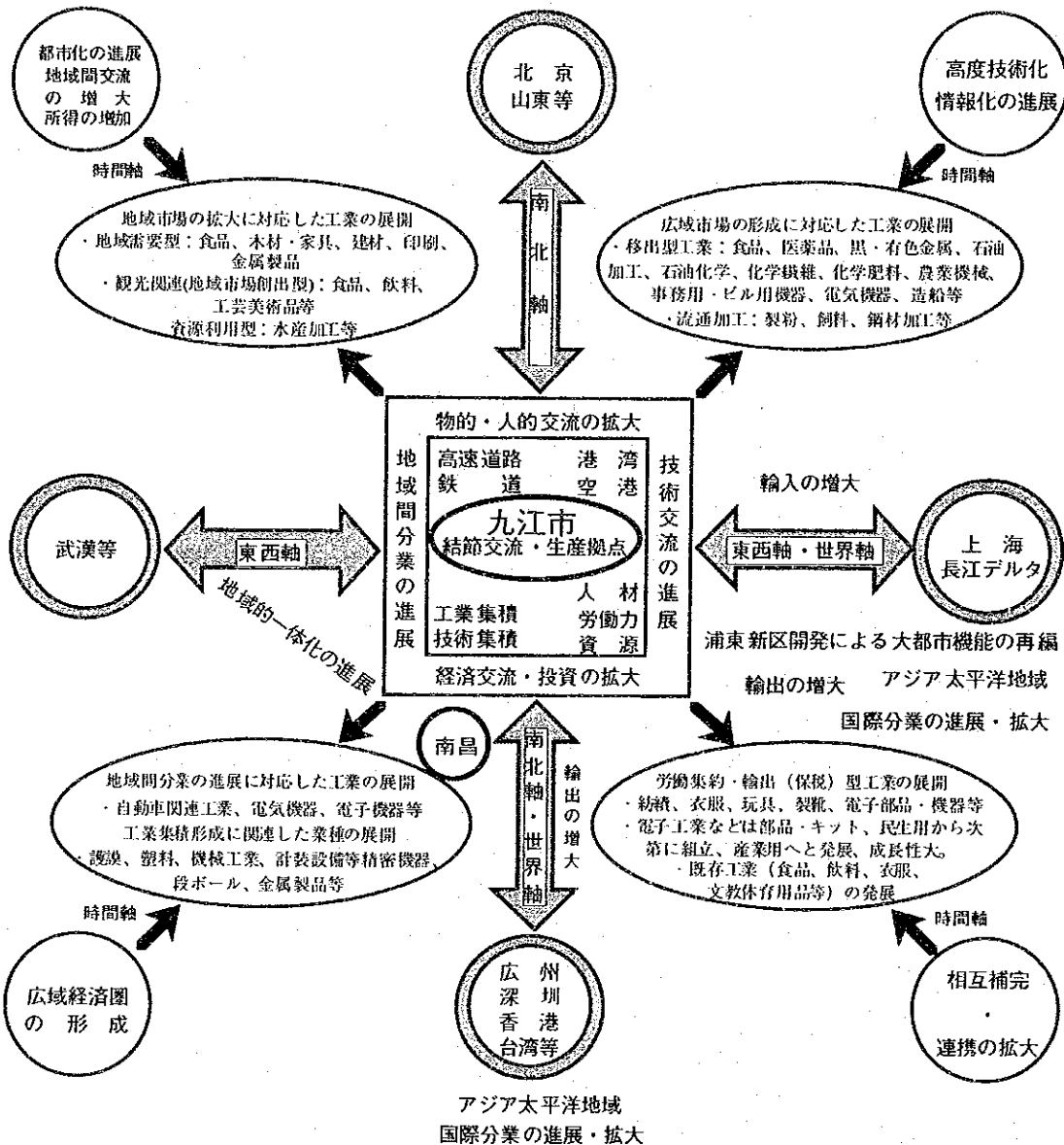
工業展開の将来像とは、前記の九江市工業発展の基本的な枠組みに即した具体的な産業・業種展開の想定である。

図表2-2は経済交流・投資の拡大、地域間分業と技術交流の進展、物的・人的交流の拡大が見込まれる中で、九江市の他地域に対する比較優位に着目した「東西・南北・世界軸という空間軸上の結節交流・生産拠点」との位置づけに時間的な要素を加味し、九江市における工業の将来展開を想定したものである。

国内市場面では、地域市場の拡大との関連（観光開発との関連を含む）で食品や水産加工、工芸美術品、建材、金属製品の伸長が期待される。広域市場との関連では、食品等のほか石油加工、化学、冶金、産業用機械、流通加工的な製粉、飼料、鋼材加工等の発展が期待される。また、上海浦東新区や広東省、特に深圳の開発と発展による工業生産コストの上昇は、両地区の産業機能の高度化とも相俟って、労働集約・輸出型の紡績、衣服、玩具、電子部品等の九江市への立地を加速させると見込まれる。この兆候は既に出ており、深圳から内陸部への投資は1992年1年間で100億元を超え、

九江市への投資も活発である。更に周辺地域との分業の進展も工業発展の加速要素であり、武漢と南昌における自動車生産の拡大、これと連動した関連工業の九江市での展開が見込まれる。既に具体的な動きがあり、動力機械工場などの自動車部品生産、南昌の自動車企業の分工場の展開が進みつつある。

図表2-2 九江市における工業の将来展開図（2010年）

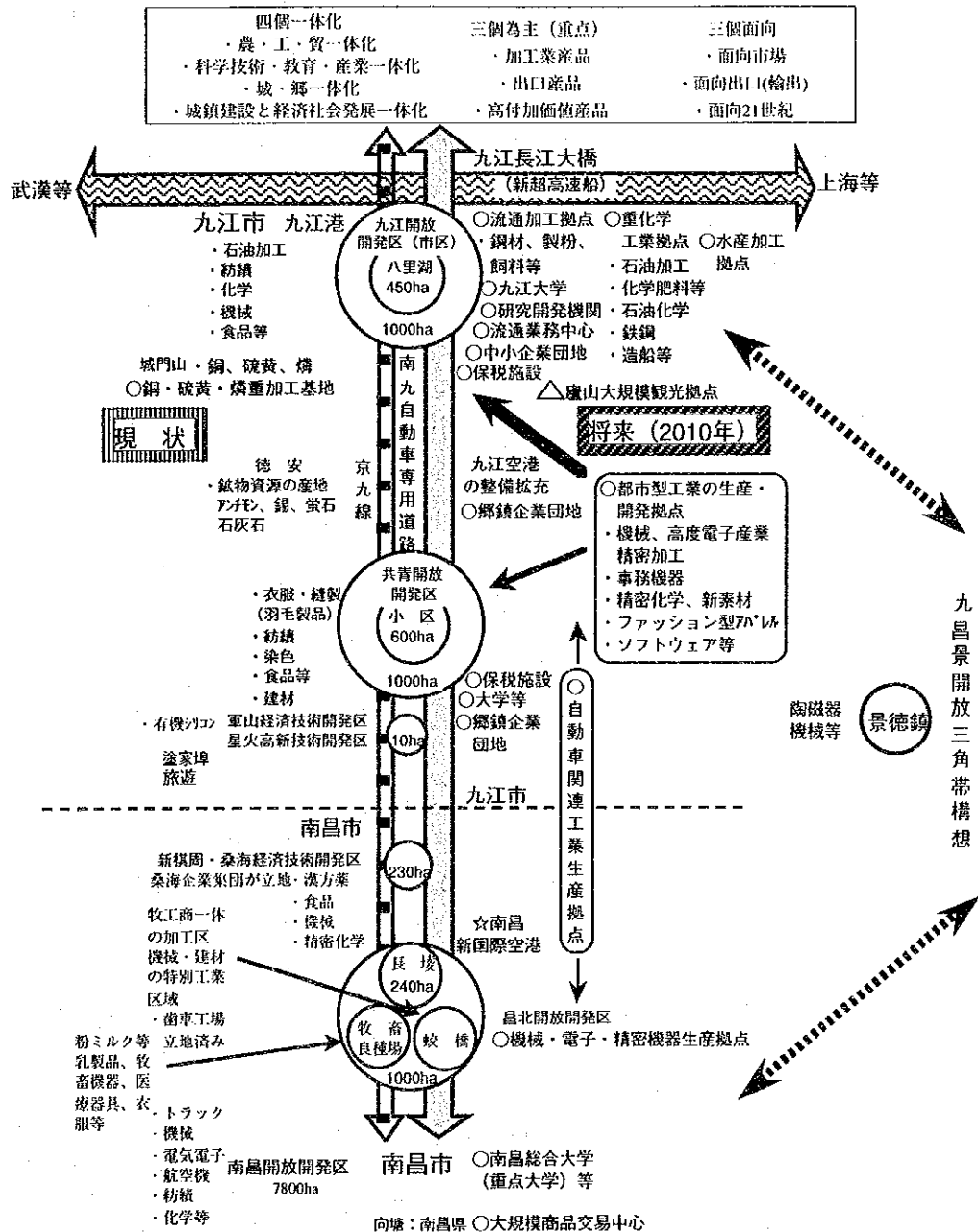


図表2-3は、工業および関連諸機能を中心に昌九工業走廊の将来的な発展をイメージしたものである。南昌市と九江市は工業走廊（工業化を軸とした連担都市群の育成）形成の両輪をなし、こうした「線的な開発」は長期的には「面的な開発」へと広がり「九昌景開放三角帯構想」へと発展する。

昌九工業走廊の形成において、南昌市と九江市は相互の比較優位を活用し、相互の機能の分担と連携・補完を積極的に図る。

南昌市は江西省の省都として大学等をはじめとした技術・研究開発機関のほか、工業では機械・電子・精密機械の集積がある。今後は、こうした機電精機の相乗的な発展とともに、特に自動車工業の拠点産業化（2000年迄にトラック年産10万台）を図る。

図表2-3 九江市と昌九工業走廊における工業等の将来展開の構図



一方、九江市は対外経済交流の玄関・九江港を最大限に活用して重化学

工業、流通加工の拠点化を図ると同時に、地域資源とも結びついた水産加工の拠点化、棉花、麻等の資源を活用した紡績の振興を進める。また、八里湖と共青（徳安）の開放開発区を中心に、九江市の地理的条件、東西南北の交通の結節点と豊富な労働力、技術集積と都市機能を活用した機械、高度電子産業、精密加工、事務機器、精密化学、新素材、更にはソフトウェア産業などを導入し、長期的には新産業の拠点形成を図る。

九江市工業開発の長期的な全体方向である「九江産業・技術都市圏」の形成との関連では、当面は南昌市の技術・研究開発機能の活用と連携を進め、次いで九江大学の創設、九江市の技術・研究開発機関の集約統合などによる機能強化を進め、産業・技術都市圏の中核施設とする。

以上が九江市における工業展開（関連機能を含む）の将来像である。こうした将来像を実現していくためには、より具体的な目標を設定する必要がある。

1.3.2. 工業開発の目標

九江市の工業開発の目標については、工業生産目標、重点産業目標、技術改善目標の3つの目標を設定することとした。ここでは、まず工業生産目標の設定と関係のある九江市の工業構造について基礎的な整理・検討を行った。

(1) 工業構造についての基礎的な整理・検討

九江市の工業生産目標の設定においては、九江市の8.5計画等を基礎としつつ、業種別には上記の工業の将来展開に加え、「将来在るべき工業構造」といった視点からの検討も必要と考えられる。

具体的には、2つの視点から検討を行った。第1の視点は、工業の発展段階、時間軸で見た視点である。すなわち、工業の発展段階に応じて工業構造も異なる。したがって、先進工業地域の工業構造を見ることは、九江市の将来の工業構造の検討にある程度の参考となる。

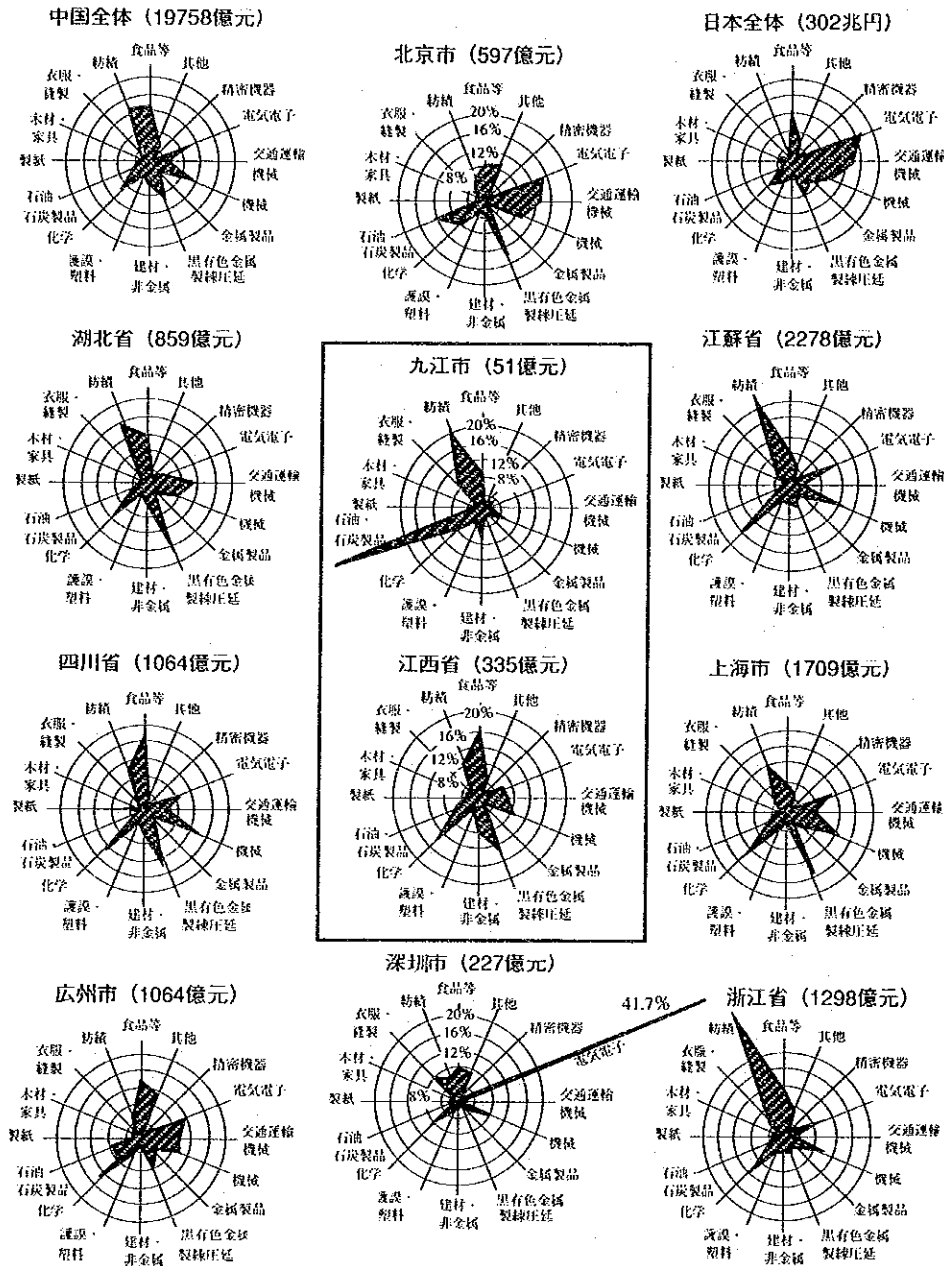
第2の視点は、横向き経済連合、空間軸の視点である。東西軸・南北軸における九江市と他地域の工業の相互連携又は補完的な発展という視点を設定することによって、九江市工業の将来構造をある程度予測できると言える。

そこで、九江市および江西省と関係の深い上海市等の長江デルタ地域や湖北省、南部の広州市を中心に九江市の工業構造を比較すると、おおよそ次のことが言える。（図表2-4）

第1の時間軸の視点から指摘できることは、九江市工業は先進地域に比べて機械・金属工業（鉄鋼：黒色金属、非鉄金属：有色金属を含む。以下同じ）の比重がかなり小さいことである。勿論、九江市の市域は他の省等に比べて小さい。地域が狭くなれば工業構造は特定の業種に特化する傾向を有し、九江市の場合には紡績と石油加工への特化が顕著である。地域を拡げて江西省全体で見ると、工業構造はバランスがとれ、機械・金属工業

の比重も他省の多くとはほぼ同様である。したがって、時間軸の視点からの工業構造の問題は、単に九江市工業が発展の初期段階にあるだけでなく、空間的な問題とも関係する。ここに、第2の空間軸の視点が意味をもつことになる。

図表2-4 工業構造の地域別比較（独立核算企業の総生産額ベース：1991年）



(注) 日本の工業生産（出荷額）は1990年。中国の九江市と上海市以外の市の工業生産には市管轄下の県の工業生産を含まない。
 業種区分：食品等（食料品、飲料、飼料、煙草）、石油・石炭（中国の場合：石油加工、石炭製品、コークス）、化学（中国の場合：化学工業、医薬品、化学機器）、其他（中国の場合：皮革、印刷、文教体育用品、工艺美术品、其他工業、日本の場合：出版、印刷、皮革、其他工業）
 資料：中国統計年報1992、中国統計年報1992、九江市統計年報1992、日本国工業統計1990

すなわち、第2の空間軸の視点では、まず江西省における九江市工業の役割・位置づけ、次いで東西軸・南北軸との関係が検討課題となる。江西省レベルでの関係では、九江市に特化した紡績や石油加工の一層の発展を図る一方、南昌市を中心とした機械・金属工業の拡大との協調的發展が課

題となる。同様に広域的な関係についても、分業関係が比較的成立しやすい機械工業に目標を設定し、新規工業の導入を図ることが課題となる。また、地域的な賃金格差が大きな立地要因の労働集約型の工業、特に電子工業の導入も先進地域の工業構造の変化・高度化とも関連して目標の1つとなる。

図表2-4には、参考までに日本国の工業構造も図示した。ここでの焦点は素材工業と機械工業の生産額の比率（この比率を仮に、付加価値生産性係数という）であり、具体的には次のとおりである。

素材工業と機械工業の比率(付加価値生産性係数)			
中国全体	1 : 0.82	日本国	1 : 1.66
上海市	1 : 0.84	江西省	1 : 0.75
江蘇省	1 : 0.90	九江市	1 : 0.90
浙江省	1 : 0.90	広州市	1 : 1.02
湖北省	1 : 0.76	深圳市	1 : 3.45
四川省	1 : 0.86	北京市	1 : 1.26

○比較の要点
 ・素材工業：化学、ゴム、プラスチック、黒有色金属製練圧延加工
 ・機械工業：機械、交通運輸施設、電気電子、精密機器
 ・この比率は「1の素材工業の生産に対して、どの程度の機械工業の生産があるか」を表すが、単純化すると工業の構造的な生産性を示すと言える。（注：狭い地域では特定の業種に特化する傾向があるので、指標としての有効性は減少する・例：深圳）
 ・中国では北京市の付加価値生産性係数が比較的大きく1.26、日本国は1.66である。

要するに、中国全体および主な地域の付加価値生産性係数は総体的に低い。こうした生産性を高めること、複合的な工業構造を構築していくことは中国全体および九江市にとっての長期的・基本的な目標と言えよう。

(2) 工業生産目標

工業生産目標については、九江市の8.5計画等を基礎とし、これに工業の将来展開で述べた「開放の効果」と上記の工業構造についての検討を勘案して試算した、この結果は、図表2-5に示すとおりである。

工業全体の総生産額は1990年の約43億元から2000年には約126億元となり、この間の年平均成長率は11.6%である。好調な生産は2000年以降は更に拡大し、年平均成長率は12.6%、2010年の生産額は約411億元となる。

2010年の工業構造は、図表2-6に示すように化学工業、更には交通運輸設備や電子通信設備を中心とした機械工業の大きな成長によって1990年に比べて多様化し、高度なものとなっている。

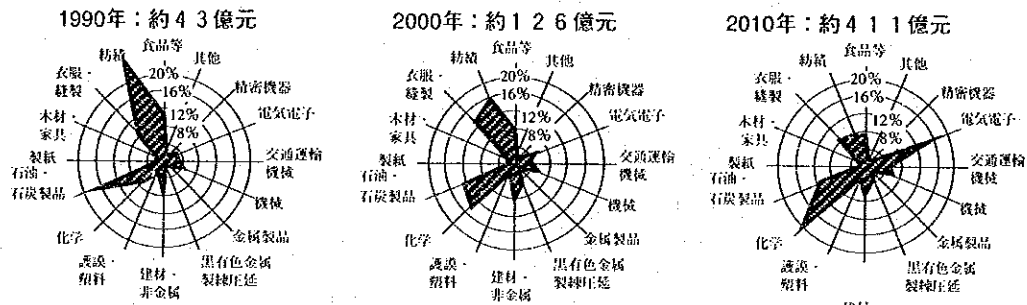
なお、既に九江市工業の付加価値生産性係数（素材工業に対する機械工業の生産額の比率）について見たが、1990年の全企業・90年価格ベースの係数は1.13であった。2000年には0.75であり、これは化学工業、黒色金属製練圧延加工（鉄鋼）の成長が大きく、機械工業全体の成長を上回っていることによる。しかし、2010年には化学工業（石油化学）の大きな成長があるものの、電子通信設備等の大きな成長によりこの係数は1.01と上昇している。すなわち、2010年の九江市工業は強力な素材工業等に加え、成長性の高い機械工業の集積が進み、厚みのある工業構造になるとの試算結果である。

図表2-5 九江市工業（製造業）総生産額の目標試算値（1990年価格）

	工業総生産（万元）			構成比（%）			年率の伸び（%）		
	1990年	2000年	2010年	1990年	2000年	2010年	1990～2000	2000～2010	1990～2010
合計	428,103	1,260,013	4,113,624	100.0	100.0	100.0	11.4	12.6	12.0
食料品	29,172	65,352	169,506	6.8	5.2	4.1	8.4	10.0	9.2
飲料	9,949	22,288	69,223	2.3	1.8	1.7	8.4	12.0	10.2
飼料	5,516	12,357	32,051	1.3	1.0	0.8	8.4	10.0	9.2
紡績	103,942	195,113	303,005	24.3	15.5	7.4	6.5	4.5	5.5
衣服・縫製	34,208	164,213	338,448	8.0	13.0	8.2	14.2	7.5	12.1
皮革	2,204	8,916	18,377	0.5	0.7	0.4	15.0	7.5	11.2
木材加工等	5,793	10,874	23,477	1.4	0.9	0.6	6.5	8.0	7.2
家具	2,853	5,355	13,891	0.7	0.4	0.3	6.5	10.0	8.2
製紙	6,797	12,759	26,297	1.6	1.0	0.6	6.5	7.5	7.0
印刷	2,392	4,490	11,646	0.6	0.4	0.3	6.5	10.0	8.2
文教体育用品	915	2,373	7,707	0.2	0.2	0.2	10.0	12.5	11.2
工芸美術品	1,140	2,140	4,410	0.3	0.2	0.1	6.5	7.5	7.0
石油加工	71,468	110,988	431,235	16.7	8.8	10.5	4.5	14.5	9.4
石炭製品・コークス	926	1,438	4,969	0.2	0.1	0.1	4.5	13.2	8.8
化学工業	18,390	128,589	744,674	4.3	10.2	18.1	19.6	19.2	20.3
医薬工業	3,479	7,866	19,494	0.8	0.6	0.5	8.5	9.5	9.0
化学繊維	8,364	42,989	80,696	2.0	3.4	2.0	16.3	6.5	12.0
ゴム製品	8,231	21,349	55,374	1.9	1.7	1.3	10.0	10.0	10.0
プラスチック	5,258	17,074	98,880	1.2	1.4	2.4	12.5	19.2	15.8
建材・非鉄製品	31,711	111,517	289,246	7.4	8.9	7.0	13.4	10.0	11.7
黒色金属製錬・圧延	2,289	57,225	107,419	0.5	4.5	2.6	43.1	6.5	21.2
有色金属製錬・圧延	5,438	14,105	26,477	1.3	1.1	0.6	10.0	6.5	8.2
金属製品	8,803	22,833	92,371	2.1	1.8	2.2	10.0	15.0	12.5
機械工業	24,376	63,225	255,781	5.7	5.0	6.2	10.0	15.0	12.5
交通運輸設備	15,103	49,044	198,412	3.5	3.9	4.8	12.5	15.0	13.7
電気機器	6,301	20,461	82,778	1.5	1.6	2.0	12.5	15.0	13.7
電子通信設備	6,676	68,454	542,564	1.6	5.4	13.2	26.2	23.0	24.6
計測器等精密機器	5,869	15,223	61,584	1.4	1.2	1.5	10.0	15.0	12.5
其他工業	540	1,401	3,633	0.1	0.1	0.1	10.0	10.0	10.0

資料：1990年の工業総生産は九江市統計年鑑1992

図表2-6 九江市工業総生産額（製造業）の現状と目標試算値の構成



(注) 1. 業種区分：食品等（食料品、飲料、飼料、煙草）、石油・石炭（石油加工、石炭製品・コークス）、化学（化学工業、医薬品、化学繊維）、其他（皮革、印刷、文教体育用品、工芸美術品、其他工業）
 2. 工業総生産は全経営形態。このため1990年の構成比は、図表2-6（独立核算企業のみを対象とした1991年当年価格の構成比）とは異なる。

以上は九江市工業の将来目標の試算結果についてのコメントであるが、個々の業種毎の成長率等の想定は、図表2-7および図表2-8に整理したような考え方と方法によって設定している。

この成長率等想定のお考え方は、1990年～2000年と2000年～2010年では異なるところがあり、具体的には次のとおりである。

—成長率等設定のお考え方：1990年～2000年の場合—

- ・8.5計画延長型（九江市の8.5計画で1990年～1995年の年平均成長率が設定されている場合は、それを採用して1995年～2000年に延長したもの；代表例は木材や家具等）
- ・プロジェクト型（8.5計画で具体的事業があげられている化学肥料や黒色金属圧延製練加工〔計画では50～100万屯とあるが、本調査では50万屯を採用〕等について単位当たり生産額又は投資額を基礎に、当該事業による生産額を上乗せ、加算したもの）
- ・8.5計画基礎型（8.5計画で成長率が設定されているが、対外経済開放等の新たな要因を勘案して成長率を設定したもの；代表例は電子通信設備）

—成長率等設定のお考え方：2000年～2010年の場合—

- ・プロジェクト型（8.5計画で具体的事業にあげられているが、時期未定とされている石油化学エチレン10万屯／年。生産額を関連する石油加工の精製量から算定して加算した。このベースは日本の実績による。）
- ・関連展開型（上記の石油化学と関連した石油加工が代表例。エチレン10万屯に対応するナフサ消費量を基礎に、其他需要増から全体の石油製品生産量・生産額を設定した。このほかゴムやプラスチック等については、機械工業の成長率との関連で成長率を設定。）
- ・趨勢拡大型（1990年～2000年の成長率を基礎に、新たな需要・成長要因を加味して、1990年～2000年よりも高めの成長率を設定したもの。代表例：食品等、家具、印刷、文教体育用品、工芸美術品、金属製品、機械工業、電気機器、精密機器等）
- ・堅調推移型（1990年～2000年に8.5計画によるプロジェクトなどによって大きく伸びたが、その後は堅調な成長に移行すると想定したもの。代表例：紡績、化学繊維、黒色金属製練圧延加工等）

図表2-7 九江市工業(製造業)の成長率想定の方1(1990年~2000年)

	工業総生産(万元)		年率伸び (%)	年率の伸び設定の考え方
	1990年	2000年		
合計	428,103	1,260,013	11.4	(根拠と可能性と期待)
食料品	29,172	65,352	8.4	・8.5計画延長(地域市場から広域市場に。水産加工の振興も進む)
飲料	9,949	22,288	8.4	・8.5計画延長(地域市場から広域市場に。輸出の増加にも期待)
飼料	5,516	12,357	8.4	・8.5計画延長
紡績	103,942	195,113	6.5	・8.5計画延長(九江市の主要工業、輸出産業の1つ)
衣服・縫製	34,208	164,213	14.2	・8.5計画に企業計画を加算(地元企業による展開のほか労働集約型工業の典型の1つとして成長性大、輸出増加も期待)
皮革	2,204	8,916	15.0	・8.5計画(軽工業年率6.5%)に企業計画を勘案(製靴も典型的な労働集約型工業の1つ)
木材加工等	5,793	10,874	6.5	・8.5計画延長
家具	2,853	5,355	6.5	・8.5計画延長
製紙	6,797	12,759	6.5	・8.5計画延長
印刷	2,392	4,490	6.5	・8.5計画延長
文教体育用品	915	2,373	10.0	・8.5計画を基礎に、玩具やスポーツウェア等の労働集約型工業の立地を見込んで設定。
工芸美術品	1,140	2,140	6.5	・8.5計画延長(九江市の輸出産業の1つ)
石油加工	71,468	110,988	4.5	・堅調な伸びを維持(設備増なし、LPGは肥料用に転換)
石炭製品・コークス	926	1,438	4.5	・都市ガス副産品コークス生産増等を勘案して設定。
化学工業	18,390	128,589	19.6	・8.5計画、化学肥料(尿素52万屯/年)の投資額を基礎に設定。
医薬工業	3,479	7,866	8.5	・需要要因が同様の食品の伸びを参考に設定。
化学繊維	8,364	42,989	16.3	・8.5計画のビスコース短繊維2万屯/年を勘案して設定。
ゴム製品	8,231	21,349	10.0	・工業用ゴム製品の立地も勘案して設定。
プラスチック	5,258	17,074	12.5	・地域需要旺盛、広域拠点たる九江市での立地を期待。
建材・非鉄製品	31,711	111,517	13.4	・8.5計画延長(セメントの新增設等、都市化の進展に対応して需要増大)
黒色金属製錬・圧延	2,289	57,225	43.1	・8.5計画の製鋼(50万屯/年)工場新設を基礎に生産額を加算(鋼材の流通加工の立地、輸出増加も期待)
有色金属製錬・圧延	5,438	14,105	10.0	・地域資源活用型工業としての発展も期待(製品多角化輸出増加等を含む)
金属製品	8,803	22,833	10.0	・地域需要型工業として都市化の進展に対応した需要増大を期待。
機械工業	24,376	63,225	10.0	・既存企業の生産増のほか、南昌、武漢の自動車工業関連の立地も期待。
交通運輸設備	15,103	49,044	12.5	・南昌、武漢の自動車工業の部品等の立地進展、造船の拡大も見込む。
電気機器	6,301	20,461	12.5	・産業用電気機器の伸長、立地に期待。
電子通信設備	6,676	68,454	26.2	・三資企業を中心に労働集約型の部品、組立工業の立地可能性大、将来の有力な輸出産業に。
計測器等精密機器	5,869	15,223	10.0	・高度技術保有企業の多角化に期待。
其他工業	540	1,401	10.0	

資料：1990年の工業総生産は九江市統計年鑑1992

図表2-8 九江市工業(製造業)の成長率想定の方2(2000年～2010年)

	工業総生産(万元)		年率伸び (%)	年率の伸び設定の考え方 (根拠と可能性と期待)
	2000年	2010年		
合計	1,260,013	4,113,624	12.6	(根拠と可能性と期待)
食料品	65,352	169,506	10.0	更に広域市場・移出型に。都市化の進展にも対応、特産品の輸出も期待。
飲料	22,288	69,223	12.0	更に広域市場・移出型に。都市化の進展にも対応、特産品の輸出も期待。
飼料	12,357	32,051	10.0	製粉との複合立地。流通加工型工業に。
紡績	195,113	303,005	4.5	九江市の主要工業、輸出産業として堅調な伸びを達成。
衣服・縫製	164,213	338,448	7.5	九江市の主要工業、輸出産業として堅調な伸びを達成。
皮革	8,916	18,377	7.5	産地を形成すれば、更に大きな伸びも期待できる
木材加工等	10,874	23,477	8.0	家具需要の増加との関連で伸長
家具	5,355	13,891	10.0	所得増加、事務用家具の立地で成長
製紙	12,759	26,297	7.5	電気電子工業の成長との関連で段ボールの成長・立地を見込む。
印刷	4,490	11,646	10.0	都市化と内製業務の外注化で成長大。
文教体育用品	2,373	7,707	12.5	所得増加と輸出増加で成長大。
工芸美術品	2,140	4,969	7.5	さらに輸出や観光関連での成長を期待。
石油加工	110,988	431,235	14.5	石油化学エチレン10万屯/年の立地と将来のモータリゼーション等による需要の大幅増を考慮し原油精製増分を加算。
石炭製品・コークス	1,438	4,969	13.2	都市ガス供給の拡大、副産品コークスの大幅増を見込む。
化学工業	128,589	744,674	19.2	石油化学エチレン10万屯/年構想の具体化を図り、その分の生産額を加算して設定。
医薬工業	7,866	19,494	9.5	需要要因が同様の食品の伸びを参考に設定
化学繊維	42,989	80,696	6.5	堅調な伸びと製品の高級化を勘案して設定。
ゴム製品	21,349	55,374	10.0	機械工業の工業集積形成との関連で成長性大と設定。
プラスチック	17,074	98,880	19.2	機械工業の工業集積形成との関連で成長性大と設定。
建材・非鉄製品	111,517	289,246	10.0	都市化の進展に対応して需要・成長性大
黒色金属製錬・圧延	57,225	107,419	6.5	設備追加後の堅調な伸び。
有色金属製錬・圧延	14,105	26,477	6.5	堅調な伸びと製品の高級化を勘案して設定。
金属製品	22,833	92,371	15.0	地域需要型工業として都市化の進展、機械工業の集積形成に対応した需要増大を期待。
機械工業	63,225	255,781	15.0	工業集積形成に関連した成長と事務用やビル用、更には農業機械の需要増大を見込んで設定。
交通運輸設備	49,044	198,412	15.0	一層の自動車工業関連業種の集積形成、造船の高級化も見込む。
電気機器	20,461	82,778	15.0	産業用電気機器の伸長、立地が拡大。
電子通信設備	68,454	542,564	23.0	部品から組立(事務用機器や通信設備等)型業種の集積形成で引続き大きな成長を設定。
計測器等精密機器	15,223	61,584	15.0	工業集積形成に伴う計装関係の需要を見込んで設定。
其他工業	1,401	3,633	10.0	

なお、こうした工業総生産目標の試算における留意点は、次のとおりである。

- 1) 1990年～2000年の成長率が2000～2010年よりも小さいことについて
 - 「開放の効果」は大きい。しかし、成長率の設定は交通体系の整備などの産業基盤整備の進捗と整合をとらないと開発の歪みが問題となる。ここでは、それを避けることが妥当と考え2000年以降の成長率を大きく設定した。
 - 工業集積形成による産業連関的な相乗効果は早い時期にはあまり期待できず、2000年以降に顕在・拡大すると想定した。
- 2) 規模の経済について
 - 鉄鋼年産50万屯(8.5計画)は電気炉製鋼を前提。高炉製鉄の場合、年産300万屯が最小経済規模であるが、高炉製鉄の新たな立地は鉄鉱石原料、石炭等および製品の輸送という面から、今後は沿海立地が中心と考えた。

—石油化学エチレン10万/年 (2000年以降に予定) についても規模の経済から問題との見方もある。30万屯が経済規模であり、吉林省、広東省の計画も30万屯である。しかしながら、九江市では前記地域のように沿海でもなく原油パイプラインもない。長江利用のタンカーによる輸送となるが量的な限界の問題がある。また、鄱陽湖盆地ではアメリカとの合作で石油の探索が実施されており、これが成功すればパイプライン輸送による原油の供給も可能となる。採油量にもよるが、大規模な石油精製と石油化学のコンビナートも夢ではない。しかしながら、不確定な要素が多分にあり、また、北京のエチレン石油化学は10万屯強であるので、本工業計画では10万屯を採用した。

—いずれにしても、国家計画に属する生産計画については本調査では外的条件として既定計画どおりの生産規模を採用している。

3) 紡績の成長率について

—紡績の年平均成長率 (1990年～2000年6.5%=8.5計画、2000年～2010年4.5%) は2000年以降は低くなると設定している。

—九江市は綿花や麻等の紡績資源が農業の中心であり、農業との関連も考慮すると紡績の成長をもっと大きくするべきとの考え方がある。

—しかしながら、綿花の国家配分との関係もあるが、綿花の生産量自体は他地域に比べて大きなものでなく、一方、紡績企業では最新設備の導入 (生産性向上) とともに衣服等への多角化も実施されている。衣服については、比較的大きな成長を見込んでおり、また、紡績自体の生産は増加する (成長率は低くとも) ことから、本調査での目標想定でよいと考えられる。

—なお、日本の紡績業は既に量的成長段階にないが、紡績業の産業転換の過程で労働力を活用した電子産業が代替的に発展した例もある。したがって、九江市においても衣服関係だけでなく、紡績業の電子産業等への進出 (多角化を含む) も十分に考えられると言えよう。

以上のとおりであるが、参考までに8.5計画における工業 (製造業以外に鉱業等や電力を含む) の伸びは年率約10%である。8.5計画の成長率を2000年迄延長すると、工業総生産額は約111億元となる。この金額に対して本調査の2000年の工業総生産額は約126億元であるので、15億元 (111億元の13.5%、1990年の工業総生産額の約35%) 多い。

九江市が対外経済開放都市に指定されたのは1992年5月であり、8.5計画の公布は1991年4月で開放都市指定の1年以上前である。上記の15億元は「開放の効果」と言え、決して小さくない額である。

【参考：企業所有形態の再編についての試算値】

九江市工業では、全民所有制企業が工業総生産の約80% (1991年：独立核算企業ベース) を担っている。しかしながら既に見たように集体所有制企業と比べて欠損企業の比率が高く、また、一部の例外 (衣服・縫製等)

はあるものの、総じて固定資本の回転率が低く、投資効率が悪い。これは九江市だけでなく中国全体の大きな問題であり、全民所有制企業の活性化は市場経済化における基本的な課題の1つになっている。

そこで、九江市工業の将来の企業所有形態はどうあるべきか、所有形態別の機能分担はどうあるべきかは重要な検討課題となる。

図表2-9 九江市工業（製造業）の2010年における所有形態別の工業総生産の構成試算（上海・江蘇モデルベース）

	九江市1991年			2010年 工業総生産 (万元)	九江市2010年		
	全民 (%)	集体 (%)	其他 (%)		全民 (%)	集体 (%)	其他 (%)
合計	79.7	16.7	3.5	4,113,624	54.7	33.5	11.8
食料品	72.3	19.3	8.3	169,506	77.1	17.9	5.0
飲料	78.3	9.2	12.4	69,223	62.9	20.4	16.7
飼料	92.4	3.8	3.8	32,051	83.3	13.6	3.1
紡績	78.0	16.7	5.3	303,005	45.4	45.4	9.1
衣服・縫製	82.6	17.4	0.0	338,448	9.4	65.6	25.0
皮革	49.7	45.7	4.6	18,377	21.3	47.4	31.2
木材加工等	33.7	58.8	7.5	23,477	38.4	42.5	19.1
家具	33.7	64.8	1.5	13,891	17.3	73.8	8.9
製紙	79.7	19.6	0.8	26,297	48.5	42.6	9.0
印刷	66.8	18.8	14.4	11,646	56.8	39.7	3.5
文教体育用品	50.2	31.4	18.3	7,707	42.7	39.2	18.0
工艺美术品	32.1	67.0	0.8	4,410	13.9	71.0	15.1
石油加工	99.9	0.0	0.1	431,235	95.6	4.2	0.2
石炭製品・コークス	14.3	14.0	71.7	4,969	92.1	7.2	0.6
化学工業	92.3	6.7	0.9	744,674	63.7	29.8	6.5
医薬工業	81.5	18.5	0.0	19,494	68.9	21.1	10.0
化学繊維	100.0	0.0	0.0	80,696	78.9	14.2	6.9
ゴム製品	70.0	29.9	0.0	55,374	55.4	30.4	14.2
プラスチック	9.1	89.7	1.2	98,880	14.7	68.9	16.4
建材・非金属品	69.4	27.9	2.7	289,246	38.5	56.9	4.6
黑色金属製錬・圧延	100.0	0.0	0.0	107,419	80.4	17.3	2.3
有色金属製錬・圧延	88.9	6.9	4.2	26,477	59.3	32.1	8.6
金属製品	52.7	43.6	3.6	92,371	25.8	60.2	14.0
機械工業	72.6	24.9	2.5	255,781	56.1	35.7	8.2
交通運輸設備	77.5	9.9	12.6	198,412	51.9	18.5	29.5
電気機器	58.5	40.5	1.0	82,778	35.2	54.9	9.9
電子通信設備	92.2	7.2	0.6	542,564	52.0	24.3	23.7
計測器等精密機器	100.0	0.0	0.0	61,584	52.3	32.9	14.8
其他工業	9.2	41.8	48.9	3,633	11.7	80.0	8.4

(注) 九江市2010年の業種別の所有形態別の構成比は、1991年の上海市と江蘇省の工業総生産の合計から求めた値である。

・所有形態：全民（全民所有制—国営企業）、集体（集体所有制—労・農の集合体企業〔日本等の協同組合に相当〕、郷鎮企業等）、其他（城郷个体企業〔個人企業、私営企業〕、其他経済類型〔各種経営体の合同企業、外資との合弁、合作および100%外資〔独資〕を含む）

資料：九江市統計年鑑1992、上海市統計年鑑1992、江蘇省統計年鑑1992

ここでは参考までに上海市と江蘇省の1991年のデータを九江市の2010年に適用し、工業全体の所有形態別の構成を求めてみた。図表2-9に示すとおりであり、工業総生産における全民所有制企業の比率は1991年の79.7%から2010年には54.7%に低下する。一方、集体所有制企業の比率は16.7%から

33.5%に、個体企業や三資企業（合弁、合作、100%外資）からなる其の他経済類型の比率は3.5%から11.8%に上昇している。

中国政府は大企業や重要産業については全民所有制を堅持するとの方針のもとに全民所有制企業の活性化、再編を進めつつあり、前節で述べたように各種の方策が実施又は検討されている。その一方で、三資企業（外国資本との合弁、合作、100%外資）の積極的な設立、集体所有制・郷鎮企業、個体・私営企業の育成も進められ、各種の優遇措置も実施又は検討されている。

このように企業所有形態の再編、企業構造の変革は、社会主義的市場経済の推進のもとで、現在の中国では過渡的な段階にある。九江市についても同様であり、現在の段階で将来の所有形態別の構成を数値で想定することはあまり意味がないと考えられる。しかしながら、「交通整理」のための考え方を整理しておくことは有意義である。ここでは将来とも、全民所有制企業による生産が適当な工業を整理することとし、具体的には次のとおりである。

全民所有制維持が適当な工業	代表的な業種の例
<ul style="list-style-type: none"> 基礎資材、基幹産業型（大規模投資、装置型、固定資本回転率が低いが、その安定供給と適正な価格での提供が人民・国家経済の発展に不可欠なもの） 	<ul style="list-style-type: none"> 石油加工、パルプ、セメント 石油化学、化学肥料等 黒有色金属の製練圧延
<ul style="list-style-type: none"> 最低消費保証型（シビルミニマム：人民の生活にとって基礎的な消費を適正な価格で政策的に担保する必要があるもの）…集体所有との共存、分業が容易な産業分野でもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 精米、牛乳、製粉、基礎的な衣料、紡績、製紙の一部、医薬品の一部、ゴム製品の一部 建材の一部、建設用の金属製品等
<ul style="list-style-type: none"> 競争原理不作用型（人民生活、産業活動にとって必要なもので、かつ、製品の差別化による競争原理が働きにくいもの） 	<ul style="list-style-type: none"> 積算電力計、電球、麻袋、塩砂糖、食器の一部、鍋類等の調理器具、学校机等
<ul style="list-style-type: none"> 産業政策型（中国の工業振興、高度化政策から重点的に国が先導的に育成するもの）…合弁・ハイテク型とも言える。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子工業、通信機器、航空機、自動車、造船、高度な医薬品、化学工業、石油化学等
<ul style="list-style-type: none"> 其他国策型（国家の安全等にとって重要な産業） 	<ul style="list-style-type: none"> 航空機、造船の一部、工作機械等機械工業の一部、武器等

以上のとおりであるが、必ずしも固定的でない業種や製品もある。上記の最低消費保証型や競争原理不作用型のものでも、消費者の所得が向上するにつれて高級品への指向が高まり、場合によっては全民所有制企業よりも民間による生産が適当になることも考えられる。しかしながら、その場合にも総公司制などの新しい体制で全民所有制企業が生産を行なうことも十分に考えられる。いずれにしても、市場経済化の進展の中で、合理的な所有形態についての検討が更に進むことが期待される。

(3) 重点目標産業

重点目標産業は、既存工業と新規工業（導入を含む）に区分される。重点産業たる基準は、既存工業においては第1に現状での生産額および雇用の規模が大きいこと、第2に九江市の比較優位の活用（港湾等輸送条件、地場資源の活用）からみた発展性、第3に新製品開発や技術開発を含む経営能力である。また、新規工業では、既に工業の将来展開で述べたように

九江市が比較優位を有する立地条件を活用し、その立地可能性が大きく、将来の九江市工業の発展・成長を担う工業であり、具体的には次のとおりである。

既存工業→国 級→石油加工、化学、冶金・新素材、造船・同関連

省市級→紡績、衣服、建材等（セメント、石材等）、コンテナ、
機械（自動車関連を含む）、美術工芸品や水産加工
を中心とした食品（特産品化）

新規工業→自動車関連産業、電子通信設備、事務機器、その他衣服・玩具・皮革製品等（労働集約型のもの）

関連産業→精密機械加工・金型、プラスチック、ソフトウェア産業

(4) 技術改善目標

技術改善の対象は既存工業が中心であり、既存製品の質量高度化、新製品の開発・企業化、製法の改善、製造設備の改造などからなる。九江市工業は全般的に設備の老朽化が顕著であり、設備更新は急務である。このため外国資本との合弁・合作が積極的に進められているが、現存設備の工程改善、自動化のほか、安定した品質の製品を安定的に供給するためには品質管理教育等も重要である。また、エネルギー多消費型の工業については、省エネルギー的な装置・設備への改善も重要である。既存工業の重点産業別には、次の方向で技術改善を進めることが適当である。

石油加工：原油処理能力年間250万屯フル稼働のための装置系統の改善、石油化学のエチレン10万屯／年体制実現のための原油処理能力の増設、これとも関連する規模の経済に即した生産規模の追及。

化学：化学肥料などアンモニア・窒素製品の充実、弗素応用製品の拡大、硫酸の増産、エチレン10万屯／年体制の推進と誘導品体系の構築、有機珪素の用途開発等

冶金・新素材：銅およびニオブ等のレアメタルの分離精製技術の向上と関連製品の応用開発、電気炉製鋼による特殊鋼の開発・生産、高質高規格の各種鋼材の生産技術の確立、鑄造および熱処理技術の高度化、ファインセラミックスや複合材料の開発等

造船・同関連：船舶用の自動計装装置、自動操縦装置、廃油自動管理・処理装置等の開発・生産と関連技術の他分野への応用、精密機械加工への進出等

紡績：エアジェット等の先進設備の導入、染色技術の向上、麻紡績の拡大と新規用途の開発等

衣服：羽毛製品等の用途拡大、デザインの向上、工程・段取り等生産性向上技術の開発、メリヤス縫製技術の開発、製品ブランドの確立等

建材等：煉瓦に代わる新建築材料の開発・生産、軽質高強セメント等新製品の効率的生産技術の開発、ダム（三峡ダム）用セメントの増産体制の確立、石材加工技術の向上、ガラス表面改良技術とガラス繊維等利用の複合材料の開発等

コンテナ：冷蔵・冷凍コンテナの増産と冷凍機技術の開発、タンク車等改造技術を応用したバス等自動車ボデー分野への進出

機械（自動車関連を含む）：精密機械加工・金型技術の開発、数値制御分野への進出と技術開発、各種センサー技術の向上、機械強度向上技術・設計技術の向上、機電精機の一体・複合製品の開発、省エネルギー機器の開発等

美術工芸品・水産加工：観光開発とも関連した特産品の開発、デザインおよび包装技術の開発、水産加工の大規模生産技術の導入等

2. プログラム（工業開発の戦略と推進方策）

本節では九江市における工業発展の計画的な推進に資するため、これまでの検討結果を踏まえて、工業開発の戦略と推進方策を検討することとした。

2.1. 工業開発の戦略と推進方策の体系

これまで述べてきた工業開発の目標を効果的に達成するためには、有効な戦略を設定し、関連政策等を集中的に投入する必要がある。

九江市の工業開発戦略は、図表2-10に示したとおり、

- 「1. 地域中核企業の育成」、
- 「2. 中小企業の育成と厚みのある工業集積の形成」、
- 「3. 国内外市場の開拓」、
- 「4. 九江開放開発区・八里湖地区の整備と企業誘致体制の確立」、
- 「5. 技術交流の拡大、技術・研究開発と生産の一体的促進」、
- 「6. 良好な工業操業環境と工業の適正配置」、

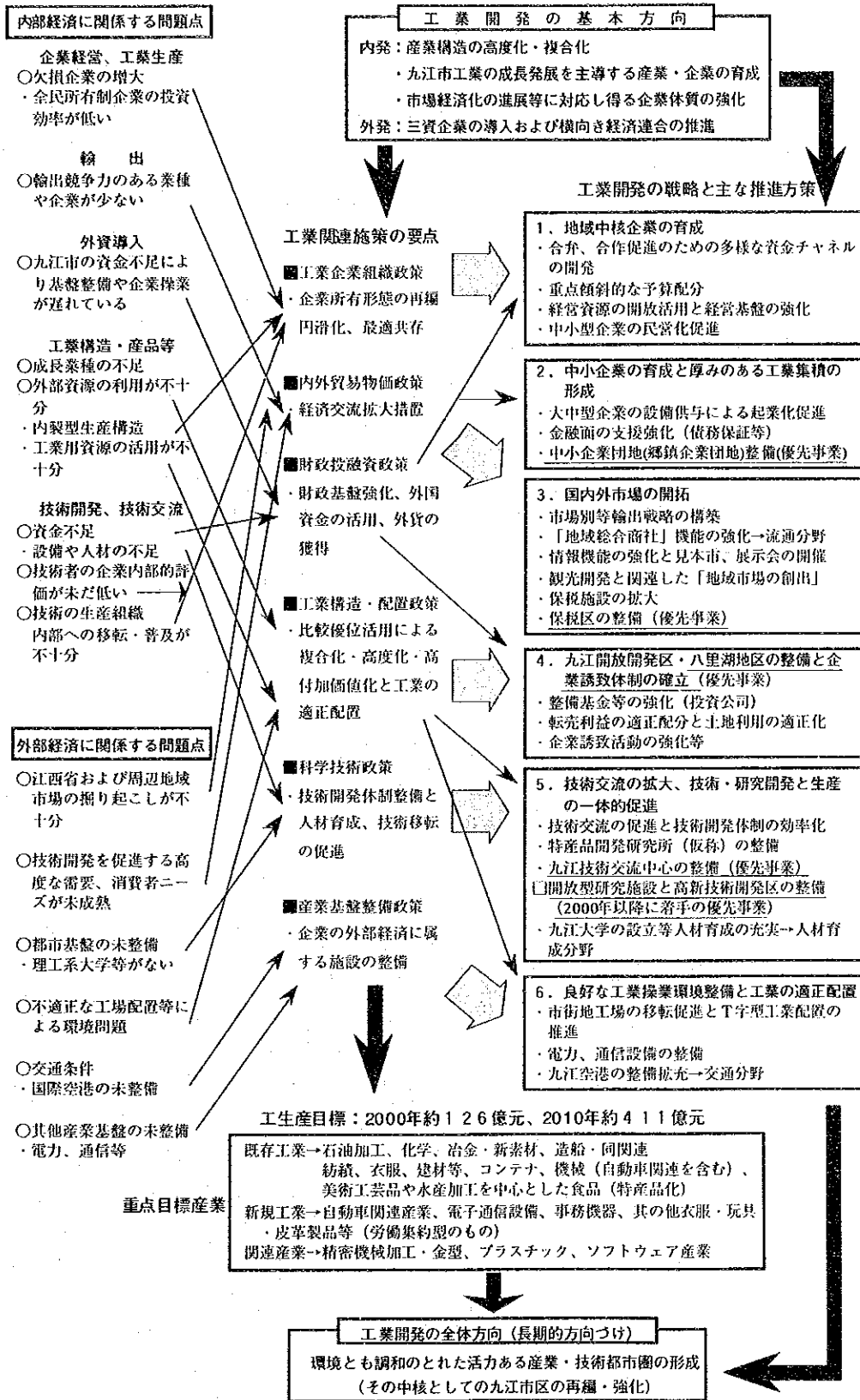
の6つの戦略にまとめられる。

これらの戦略は、九江市工業の抱える問題点への対応、工業開発目標の効果的な達成とともに、工業開発の基本方向と全体方向の実現を視野に入れ、かつ、工業関連施策の要点を踏まえて設定している。各戦略ごとにあげた主な推進方策は工業開発戦略を具体化するための政策等のまとめであり、その内容は戦略目的を反映したものである。

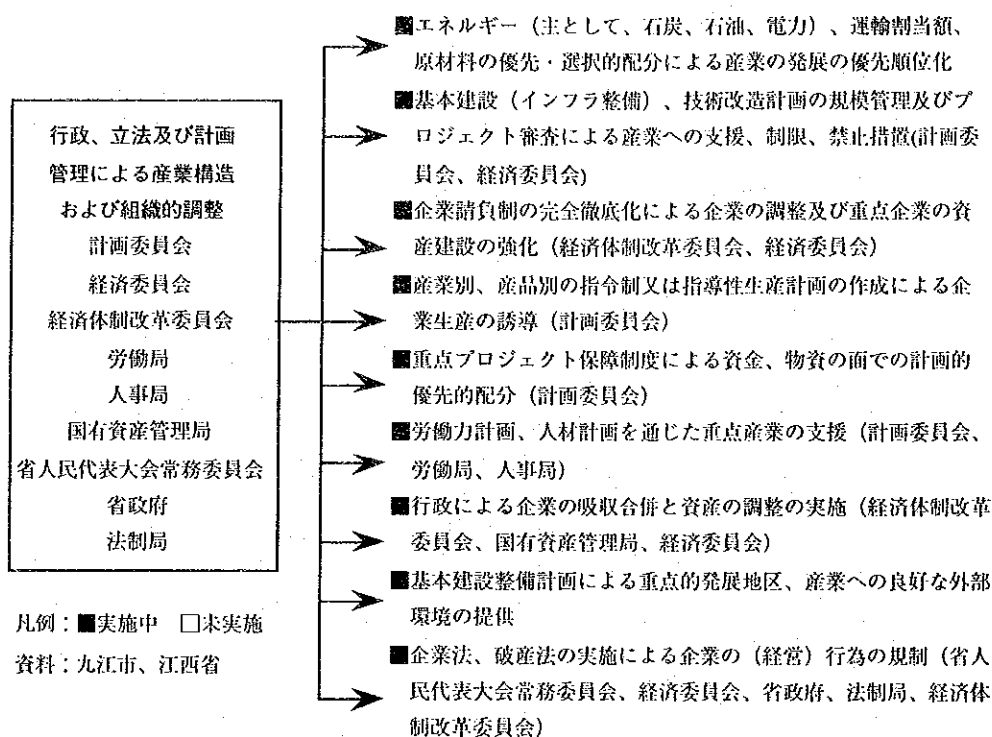
2.2. 地域中核企業の育成

九江市の工業開発を効果的に進めるためには、優れた経営資源を有し九江市工業の成長発展を主導する企業を育成する同時に、これらの企業を核して関連企業等の育成や集積形成を進めることが得策である。地域中核企業は、こうした役割と期待を担うものであり、具体的には重点目標産業に属する大中型企業が候補と言える。

図表2-10 九江市工業開発の戦略と推進方策



図表2-11 九江市の主な産業構造および組織的調整政策の現状



(1) 合併、合作のための多様な資金チャネルの開発

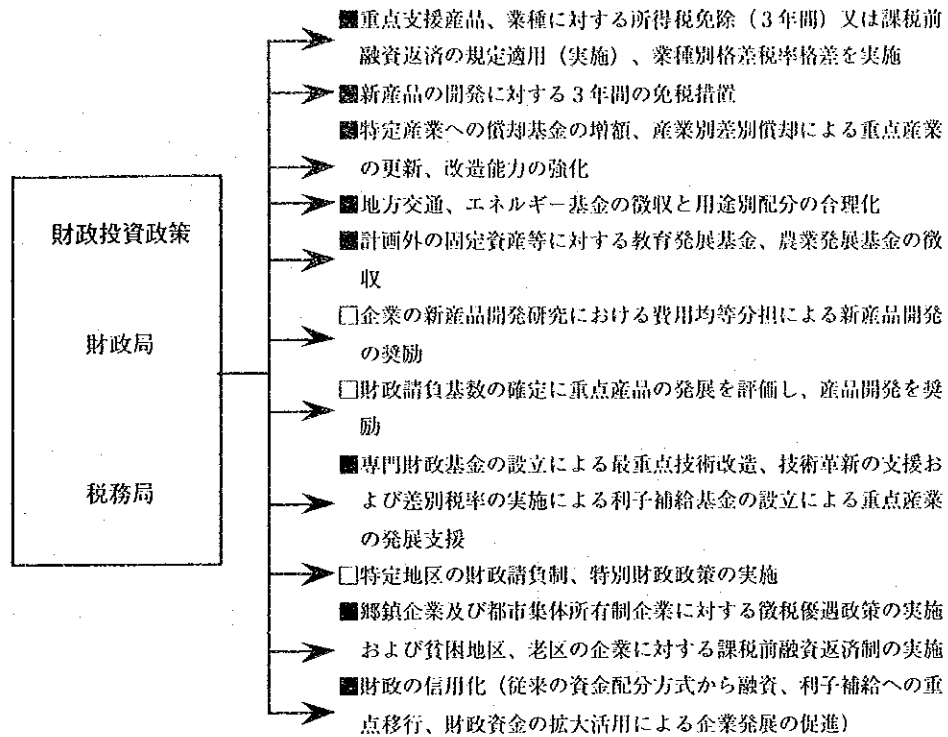
九江市では、これまで図表2-11に整理した産業構造政策等が実施されている。重点産業への資金、物資、人材の優先配分、生産指令制による誘導措置、企業組織の再編強化などが中心である。

こうした重点産業（全民所有制企業の大中型企業が中心）への予算等の傾斜的な配分は、財政投融资政策でも実施されている。図表2-12に整理したとおりであり、財政投資政策では税の減免措置、格差税率、特別償却、技術改善等のための基金運用や利子補給などが主なものである。また、融資政策では差別的な利率、重点技術改造等に対する優先的融資、研究と生産用固定資産投資の優先的融資などがある。

重点産業中心の政策は最小投資による最大効果という公的資金活用の大原則に基づくものであるが、問題は公的資金の不足である。

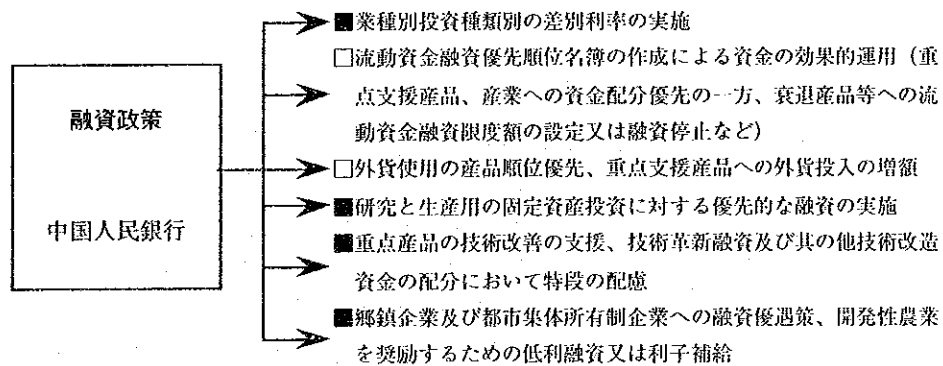
この問題点解決のため、市場経済の進行にも加速された合併・合作による資金調達が発達になっている。九江市は対外経済技術合作弁公室の従来からの活動に加え、1993年5月には香港で市内企業100社が参加して投資セミナー（招商説明会）を開催した。九江市への投資意向（希望）総額は合計で12.4億米ドルと報告されている。また、江西省も同様のセミナーを1993年7月に実施した。

図表2-12 九江市の財政投融資政策の現状



凡例：■実施中 □未実施

資料：九江市、江西省



今後は、合併・合作に加え多様な資金チャネルを開発する必要がある。自己資本充実のためには株式の上場や社債等の発行が有効である。外国の公的資金や民間銀行からの借り入れも考えられる。ただし、この場合には外国側企業との何らかの提携が前提となる場合が少なくない。また、エネルギー産業や基幹産業、農業関連および電力等の産業基盤関連の事業の場合には、公的資金の導入が比較的容易である。九江市では、中央政府からの権限委譲によって外国からの資金導入が可能になっており、積極的な取り組みが期待される。

なお、合併等の場合に、九江市側が土地や建物を現物出資する方式が一般的である。設備は外国側が負担し、最新設備を導入する戦略である。こ

の方式は、操業の遅延、導入技術の移転が進まないなどの問題を生じる場合がある。この問題への対応のため、銀行や投資公司等の出資機能の強化も重要である。

以上は短期の方策であり、中長期的には自己資本の充実が理想である。このため企業内部留保率の向上の一方、企業的な採算性向上のための総公司制（日本の事業部制に類似）や連合又は集団企業体制の採用などを進めることが適当である。特に総公司制による「本社機能」の創出は、技術開発や企画、販売などの機能の集中管理化を可能とし、企業体質の強化、地域中核企業としての発展に極めて有効と考えられる。

(2) 重点傾斜的な予算配分

ここでの要点は、重点産業等に対する予算の傾斜配分を全民所有制企業の大中型企業だけでなく、集体所有制企業や個体・私営企業等にも拡大することである。

九江市でも全民所有制企業の経営多角化が進みつつある。それが可能であるのは、全民所有制大中型企業の資金、技術、人材、情報、経営力、経営経験などの経営資源の蓄積が他の所有形態に比べて圧倒的に大きいためと言える。

しかしながら、個体・私営企業等の中にも、資金面はともかく、その他の技術力や経営力等に優れた企業もある。このため、今後は企業規模や所有形態にあまり拘らず、優れた経営資源を現に有するか、潜在的に保有する企業に対して公的資金の重点・傾斜配分を弾力的に進め、地域中核企業としての育成を図ることが重要と考えられる。

(3) 経営資源の社会的開放と経営基盤の強化

九江市では、企業経営資源の全民所有制企業への集中が特に顕著なことは上記のとおりである。土地についても同様であり、未利用地を活用した経営の多角化と経営基盤の強化を図り、地域中核企業としての育成を進める。その一例として、公園工場の整備が考えられる。

全民所有制大中型企業の工場等の用地のうち、未利用部分を活用、社会的に開放し、併せて1つの観光拠点とするものである。

企業のイメージアップ、九江市の魅力づくりともなり、未利用地に整備する施設としてはレジャー施設、飲食施設、見学施設、博物館、会議・展示施設等が考えられる。

対象業種は必ずしも限定する必要はないが、公園機能と観光・レジャー的な要素を考慮に入れると酒製造、水産加工（漁夫村）、水泥船などの企業・工場が有力候補である。特に、長江等の水際・水路の活用との関連での観光拠点・ルート化を考慮すると、水産加工と水泥船工場が有望である。また、九江市区外では、羽毛工場と板鴨加工が最適である。

(4) 中小企業の民営化

全民所有制企業中小企業の民営化については、既に九江市および江西省政府でも検討されている。企業の経営規模と業種・業態の経済性に着目した企業組織再編策として注目すべきものである。

現在の論点は、付加価値の配分である。民営化に伴って全民所有制の地代＝土地使用権、投資・設備、経営と労働に、どのような割合で付加価値を配分するかの議論である。労働への配分は従来から存在したので問題ない。その他地代等への対応については、企業として清算し、例えば「全民所有制中小企業買取組織」を設立して、新たな出資者を募りつつ民営化する方法が最も簡便である。

いずれにしても、九江市としても有効な方法を確立し、活力ある企業構造への変革、私営地域中核企業の育成を図ることが期待される。

2.3. 中小企業の育成と厚みのある工業集積の形成

中小企業は、大中型企業を中心とする地域中核企業の周辺に位置し、独自の、経済規模にかなった産業分野を担うとともに、地域中核企業の関連企業として複合的な工業構造を形成していくと期待されるものである。

(1) 大中型企業の設備供与による起業化促進

これまで九江市でも、全民所有制大中型企業が生産設備を供与し、集体所有制企業等が設立された例は少なくない。ここでの要点は、こうした設備供与をより一般に拡大し、中長期的には制度化することである。

第1に重要なことは、最新設備の供与である。従来は老朽設備が中心であり、老朽設備では「親企業」とも言うべき全民所有制企業との生産上の連携・整合が困難な場合も考えられる。

第2は設備供与の一般開放である。当該の全民所有制企業の従業員等以外にも供与し、中小企業としての起業化を促進することが重要である。

供与方式としては無償供与のほか、売却や賃貸がある。いずれの方式が適当かは具体的状況に依存するが、最新設備の場合は賃貸が中心となろう。この場合、公的セクターが設備を買い上げ、安価な賃貸料で貸し付けることも有効である。九江市政府等の財政事情にもよるが、中長期的には九江市で制度化されることが期待される。

なお、九江市でもリース制度が普及すれば設備貸与（賃貸）の意味は薄れるとの見方もあるが、その場合には公的な利子補給によって起業化や設備更新を支援することが考えられる。

いずれにしても、公的資金の財源確保がこの方策の前提となる。

(2) 金融面の支援強化

政策的には、郷鎮企業および都市集体所有制企業に対する融資優遇策がある（図表2-12参照）。しかし、実際には、中小企業は信用力の問題等から設備資金はもとより、運転資金の銀行又は信用社からの借り入れも容易

でない現状にある。

このため、公的資金の低利融資等の拡充の一方、債務保証機能を強化拡大する。現状では主管単位（全民所有制企業）による個体・私営企業への債務保証が実施されているが、これを法的に制度化し、どの企業でも利用できる体制を整備する。また、個体・私営企業に対する偏見の排除、その企業設立等の手続き円滑化など、各種の改善措置を講ずる。

なお、これらの政策の実施に当たっては、土地使用権の担保化に留意すべきである。土地使用権の譲渡が可能になり、土地使用権自体に担保価値が生まれている。このため、現在では全民所有制大中企業は大きな「含み資産」を保有することになり、銀行からの借り入れも従前より容易になっている。一方、個体・私営企業等は、この点で圧倒的に不利な状況にあり、こうした状況改善のためにも金融面での支援は不可欠である。

(3) 中小企業団地（郷鎮企業団地）の整備

企業所有形態の再編円滑化と厚みのある工業集積を形成していくためには、各所有形態の特性を生かした共存、連携交流と機能分担を担保する措置が必要がある。

これらの団地整備は、そうした措置の一環をなす。第1の目的は、現在では未成熟、萌芽期にあると言える中小企業製造業（集体所有制企業や個体・私営企業）に、新たな活動空間を確保・提供し育成することである。第2は企業の集約的な立地による協業化の促進と共同利用施設の整備によるコストダウン等である。第3は九江市区の都市化促進であり、第4は企業構造の複合化、企業間交流（核となる企業や工業の関連産業の集積形成を含む）の促進を通じた九江市区工業全体の活性化構造を担保することである。また、環境保全面からも、中小企業等の集約立地の促進と環境管理の徹底は有効である。

この事業は2000年迄に着手すべき優先事業の1つであり、その具体化のための検討は次章（3章、3.1.）で行なっている。

2.4. 国内外市場の開拓

工業製品の現在の国内需要は、消費の「開放」と市場経済化等によって極めて旺盛である。「つくれば売れる」時代である。今後は、競争が強まるにつれ、需要は量的拡大から質的拡大へと移行する。短中期的には、現在の状況が持続すると思われるが、長期的な変化に備える意味でも、市場の開拓に現状以上に努める必要がある。また、輸出は外貨獲得、獲得した外貨による設備更新、技術改善のためにも一層の積極的展開を図るべきである。

(1) 市場別等輸出戦略の構築

九江市では、一部を除くと輸出競争力のある業種や企業は少ない。輸出拡大のためには、輸出型外資企業の導入が輸出チャネルを保有しているこ

一方、九江市の保有する地域資源加工型の輸出製品は、輸入に伴う輸送コストの負担がない分、競争力をもつ。実際にも綿紡績等のほか食品、工芸美術品などが輸出され、地域資源活用の化学製品なども輸出有望品と言える。また、輸送コストを消費者が負担する観光土産品（地域市場の創出とも言える）も、同様に有望である

更に、輸出市場の差別化がある。国別輸出戦略であり、先進国には高度な製品、発展途上国には実態にあった需要の大きい製品輸出を促進することである。また時間的に、短期には発展途上国向け輸出、中長期的には先進国向け輸出といった段階的な戦略展開も考えられる。

九江市工業の輸出拡大のためには、上記のように九江市の有する地域的な比較優位に着目した戦略と輸出市場の差別化戦略に基づいた市場開拓を組織的に進めることが期待される。






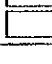
(2) 保税施設の拡大、保税区の整備

「保税」とは、輸入関税および間接消費税（中国の場合には工商統一税）の課税を貨物の国外への積み戻し（再輸出）を条件に免除（留保）することである。要するに保税制度を利用すれば関税等はコストにならず、利用できない場合にはコスト負担となる。このため、原材料や部品の多くを輸入に依存する輸出企業にとって保税施設利用の可否は重大関心事であり、立地的には保税区の有無は企業誘致を大きく左右する。この保税（保税区）には、関税等の免除のほか、次のようなメリットがある。

- 使用設備機械等の関税免除（保税区）
- 保税期間中、関税が課税されないことの派生的利点（関税相当分の金利負担の軽減、保険金等の付帯経費の軽減、関税負担を買い手側に負担させることもできること、商品の事前確認などの取引の円滑化）
- 保税による長期貯蔵による需給調整（商機に合った供給）、為替や価格変動への対応
- 保税による事務経費の軽減（自主管理制度による総合的なコスト軽減）
- 保税による加工・変質による利点（関税ギャップ：輸入原料を加工して製品を国内に出荷・輸入する場合、製品の方が原料よりも関税が安い場合にはメリットあり[ただし、中国の税率体系では活用困難]、また、輸入割当や輸入制限がある場合、その対象外の製品や物資に加工して、割当や制限をクリアすることも可能）
- 中国の保税区では、中国資本企業に対する外貨管理銀行勘定の適用除外（企業は各年度末に外貨収支を報告、このため1年間は外貨を現金で保有可能）、外貨調節センターでの外貨の売買・交換が可能

以上であるが、保税倉庫等の認可は容易でない状況にある。九江市では、保税倉庫を保有するのは数企業である。これは輸入原材料使用の有無・多寡とも関係するが、中国の関税率が高く保税のメリットが大きいだけに各種の政策効果を重視して当局が認可に慎重なためと思われる。

図表2-14 中国の品目別関税率の分布（優惠最高税率：1992年）

凡例：品目グループ数
 約30以上
 10前後
 1~3
 20前後
 5前後
 なし

商 品 組 番 號	最高優惠税率と品目グループ数													主要最高税率品目
	0~9%	10%台	20%台	30%台	40%台	50%台	60%台	70%台	80%台	100%台	120%台	150%		
税率別品目グループ数	109	96	262	115	141	121	146	69	103	119	12	7	合計1,300	
生動物、動物産品													充填用羽毛、羽绒	
植 物 産 品													裝飾用花等、未加工蔬菜 柑橘類、林檎・梨、茶、香辛料	
動植物油脂・同産品													人造黄油	
飲料、酒、醋													果実酒	
食品加工残渣、配合飼料													配合飼料	
煙草、煙草製品・同代用品													煙草製品、同代用品	
其の他各種食品													珈琲・茶濃縮液、酵母	
鉱物燃料・油及び同産品													ライター用燃料	
其の他 鉱 物													大理石、石膏、石灰	
無機・有機化学製品													グルタミン酸ソーダ	
医 薬 品													其の他医薬品製剤	
肥 料													其の他動物肥料	
染料、顔料等													天然藍、圧印箔	
芳香料、化粧品等													香水、洗髪剤、歯磨等	
界面活性剤等													石鹸、各種蠟燭	
蛋白質類、澱粉、膠、酵素													其の他膠、糊剤	
火薬、花火、爆竹等													花火、爆竹	
写真、撮影用品													其の他彩色フィルム等	
其の他化学産品													蚊取り香、モールド剤等	
プラスチック、護膜													其の他プラスチック、硫化護膜等	
皮・同製品													毛皮衣服、人造毛皮・同製品	
木・木製品、梱組製品等													額製品、食器、梱組産品	
パルプ、紙・同製品													其の他紙、板紙等	
天然繊維、織物													絹、未梳毛等・同類等	
化学繊維													合繊及び人造繊維織物	
特殊織物・繊維製品													化繊不織等、絨毯、刺繍等	
衣服、縫製品													起毛品、大部分の衣服	
其の他繊維製品、古着													化繊・毛・絹製のもの	
其の他身廻品、羽绒製品等													大部分の帽子、傘、羽绒等	
石材、石膏、石棉、水泥等													石膏製品	
陶 磁 器 産 品													衛生陶器、食器、厨房器具等	
硝子・同製品													鏡、保温瓶、食器、建材等	
宝石、貴金属類													首飾等、真珠、宝石	
鉄 鋼 ・ 同 製 品													鋳鉄製等食卓、厨房器具等	
非鉄金属・同製品													飲料缶	
金属工具、器具、利器等													爪切り	
其の他金属製品													塑像、其の他裝飾品、額等	
一般機械・機器													風扇、空調器、冷蔵庫、洗濯機の大部分	
電気・電子機器・同部品等													高周波が、一部の電熱器・録音機・磁気テープ、VTR等	
鉄道車両・同附属装置等													コンテナ(集装箱)等	
其の他車両・同部品等													中小型バス・乗用車、オートバイ	
航空機等・同部品														
船舶及び浮動構造物													非機動船舶等	
光学精密機器、時計、楽器													一部の計測機、貴金製時計	
武器、弾薬及び同部品等														
雑 貨 製 品													羽绒寝具等、電子遊戯機等	
芸術・收藏品、骨董品													学術研究用等以外のもの	

資料：中華人民共和国輸出入関税条例より作成

図表2-14は、優惠（特惠）関税の税率分布を品目別に整理したものである。優惠関税は一般関税よりも税率が低いが、最高税率は150%（輸入価格の1.5倍の関税）である。関税自体は国家財源の1つであり、関税率が高け

れば関税収入も多額となる。

しかし、関税率の設定には財源確保や国内消費の管理のほかに、国内産業の保護と輸入代替産業の育成が考慮されている。

農産加工品（果実酒等）や紡績、衣服等の関税率が高いが、これは国内産業の保護である。と同時に、これらの高関税率分野への輸入代替的な外国投資を誘導するねらいもある。

一方、非鉄金属・銅製品や機械の場合には、関税率20%台前後に集中し比較的低い。これは国内需要充足が優先した例である。また、エアコンや自動車の税率は各々100%台、120%台と高いが、これは消費管理（抑制）がねらいと言える。

中国はG A T T（関税と貿易に関する一般協定）に加盟するため、逐次税率の軽減、税率体系の簡素化等を進めている。このため、図表2-14のデータは現在の税率と異なる品目もあると推察される。とほ言え、一挙に高関税国から低関税国になることは考えられないので、ここ当分の間は保稅のメリットは大きい。

保稅区については九江市の構想はあるが、未だ認可されていない。このため、再輸出型の工業の振興又は導入の観点から保稅施設の利用（認可）拡大とともに、保稅区を早期に実現することが大きな課題である。この意味で保稅区は2000年迄に着手すべき優先事業であり、その具体化のための検討は次章（3章、3.2.）で行なっている。

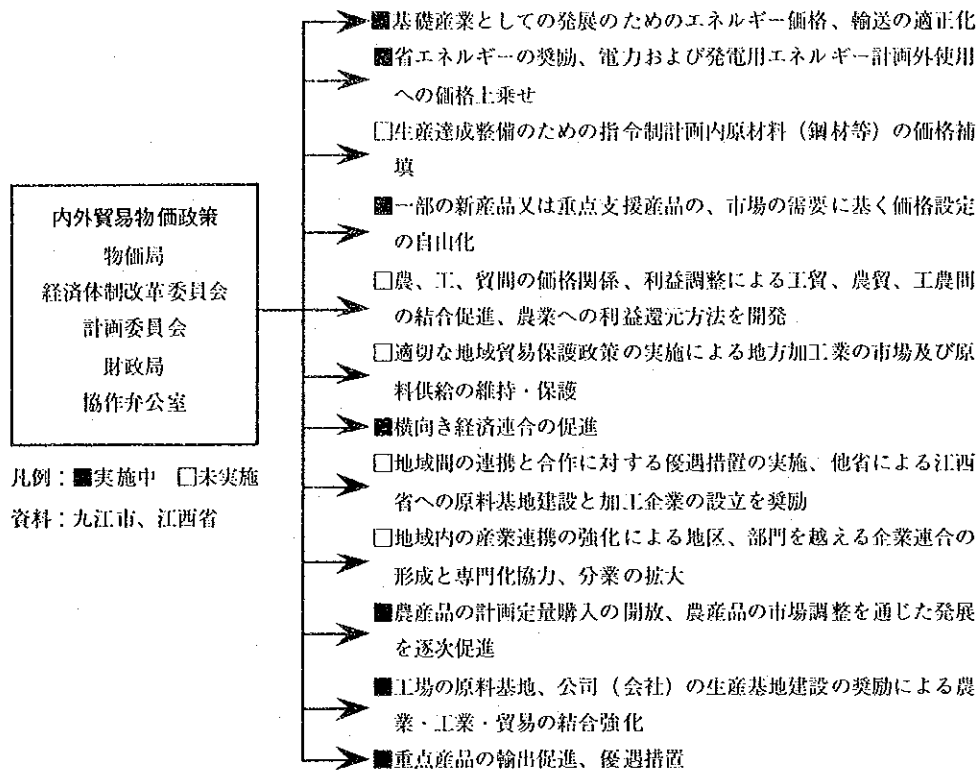
(3) 其の他の国内外市場の開拓方策

九江市では、図表2-15に示すような国内外貿易物価政策が実施又は検討されている。国内市場関係では原料基地化等の奨励、横向き経済連合の推進、輸出では重点産品の輸出促進と優遇措置である。

今後は、これらの政策の拡充とともに、次のような方策の推進が期待される。

- 一地域総合商社機能の創出。市場経済化への対応、九江経済圏の形成、輸出の振興等のため、全民所有制企業所属の縦割的な卸売の現状を改善するため各種多様な物品を扱い、かつ、資金調達機能や輸出船等の手配も行なう総合商社機能の創出を図る。これによって九江市工業製品の輸出増大、物流・流通業の振興だけでなく、九江港の発展をも促進する。その詳細は本調査の流通部門で検討されている。
- 一情報機能の強化と見本市、展示会の開催。廬山を訪問する年間300万人以上の人の保有情報と交換情報に着目し、これを九江市の「情報機能」として組織的に活用するため見本市や展示会を積極的に開催する。これについての詳細は本調査の観光部門で検討されている。また、輸出促進のため外国での展示会等を積極的に開催するとともに、友好都市提携を通じた産品輸出も進める。

図表2-15 九江市の内外貿易物価政策の現状



—観光開発と関連した「地域市場の創出」。既に述べた消費者による輸送コスト自己負担戦略でもあるが、併せて酒製造、水産加工、工芸美術品等の関連工業の育成を進める。また、これら工業の集積ゾーンを「街並み景観」にも配慮しつつ整備し、観光と工業の一体化、複合的な振興を図る。

2.5. 九江開放開発区・八里湖地区の整備と企業誘致体制の確立

九江市工業の発展にとって、外資導入は基本戦略の1つである。九江開発開放区では、例えば上海市の浦東新区や武漢の高新技术開發区などと同様の外国投資投資優遇措置を講じており、主なものは次のとおりである。

- 所得税の減免（利益計上後2年間は免税、それ以降は15%の課税：2分の1課税）。輸出企業や先進技術企業の場合には、所得税は10%で優遇。輸出企業に対する工商統一税の減免。建物に課税される房産税の5年間免税。保税區整備後には、その利用も可能。
- 25%以上の外資には自主貿易権を付与。土地使用権が譲渡された後、その使用期限（工業用は50年）内に、その使用目的の範囲内で他企業に転売、転貸および銀行借入のための担保に供することが可能。

結論的には、このような優遇措置の地域間格差は縮小している。このた

め中国では、実際には他地域以上の優遇措置を地方政府の負担で提供している例もある。九江市についても同様の提案を行なうことも考えられる。しかし、優遇措置の実際効果（所得税減免は所得が計上されて初めて意味があるが、実際に所得を計上する外国企業は少ない）をも考慮すると、優遇措置論議はあまり意味がないと言える。

図表2-16は、九江開放開発区の開発計画図である。第1期として八里湖地区450haが工事中である。開発全体の基盤整備投資予定額は約15億元、工業等による投資額80~100億元を見込む九江市の大プロジェクトである。1993年5月現在の意向を含む投資総額は約18億元、うち批准（契約）済みは12億元強である。この12億元のうち工業関係は約3.4億元（29.7%）、房地產開発（不動産開発）約4.5億元（39.4%）、其の他3.5億元（30.9%）であり、不動産開発が目立っている。不動産開発業者による投資は、土地使用権分譲代金収入だけでは開発のための基盤整備投資に必要な投資を賄うことが困難であるため、九江市政府からも奨励されている。しかし、後段に述べるように、これは別の問題を内包している。

八里湖地区の工業用地315haの分譲率は約30%であるが、九江市の工業開発における重要性に鑑み、その産業基盤整備の円滑化と企業誘致体制の確立は喫緊の課題である。このため八里湖地区の整備と企業誘致体制の確立は2000年迄に着手すべき優先事業の1つとしているが、早期に実現すべきものである。具体的には、次の方策を講じる必要がある。

(1) 整備基金等の強化（投資公司）

八里湖地区の基盤整備を先行的に実施することは、企業誘致促進の観点からも重要である。このため開発費（土地使用料に含まれる）の増額を検討する一方、土地使用権自体に課税し、整備基金とすることが考えられる。既に深圳市など一部で実施されており、一考に値すると思われる。

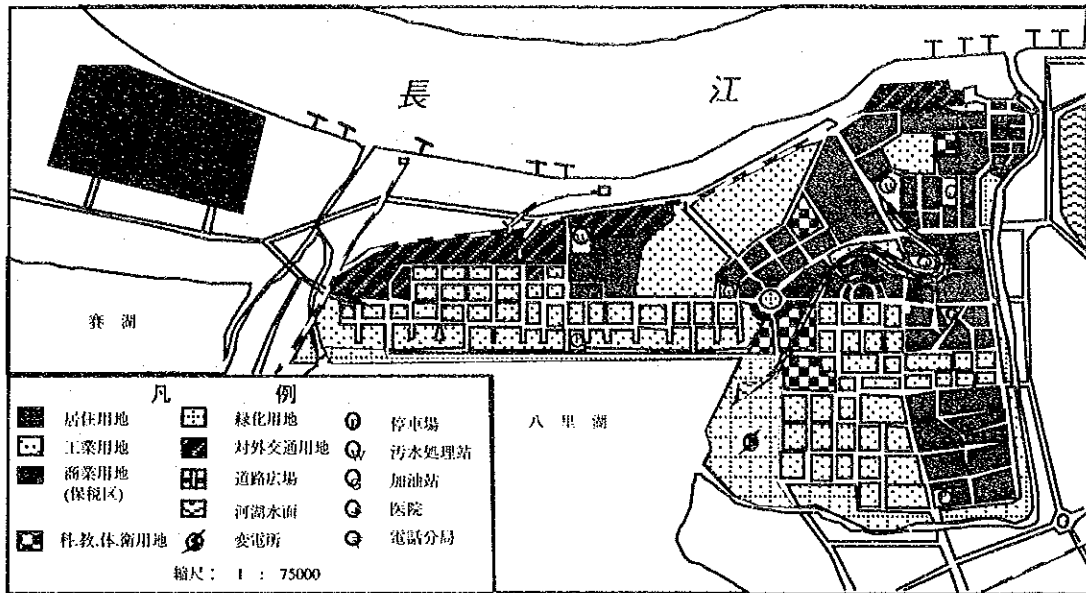
また、土地使用権の分譲が早く進めば、産業基盤整備のための資金繰りも容易となる。このため八里湖地区に立地する場合の投資資金を貸し付けける独自の会社の設立も考えられる。広州市では、開発業者が投資の70%迄融資することを八里湖地区と同様の複合的な業務市街地への立地促進のための条件としている例もある。このような会社を設立できない場合には、他地域の同様の開発業者の誘致を進めることが考えられる。

(2) 転売利益の適正配分と土地利用の適正化

八里湖地区では、土地使用権の転売が認められている。これは投資促進のために有効であるが、転売利益について適正に課税して基盤整備資金に充当することが考えられる。

また、長期にわたって利用又は転売しない場合には、上記の土地使用権自体への課税とは別に「保有税」（土地使用権未利用税）を課税することが考えられる。これによって、土地使用・操業の加速化も達成される。

図表2-16 九江開放開発区の開発計画図



更に重要なことは、土地利用の適正化である。図表2-16に示したように、八里湖地区の土地利用計画が策定されている。土地使用権の転売又は転貸は当初の使用目的に制限されており、違反はないと思われるが十分な監視・監督を行い、適正な土地利用を確保する必要がある。

(3) 企業誘致活動の強化等

八里湖地区への投資、企業誘致を促進するためには、複合的な業務市街地としてシンボルとなる魅力ある施設を先行的に整備することも重要である。ランドマーク的な施設であり、美観に優れたホテルやオフィスビルなどである。

また、九江市全体の魅力づくりも重要であるが、企業誘致活動の強化が大きな課題である。既に述べたように、香港での投資セミナー等活発な誘致活動が展開されている。

今後は、投資セミナーの地域的な拡大（其の他の外国への拡大）の一方、企業誘致体制の強化として関係部門の連携と情報の共有、手続き面の改善、対外経済技術合作弁公室の活動拡充、更には外国との提携拡大、企業誘致ネットワークの形成などを進めるべきと考えられる。

2.6. 技術交流の拡大、技術・研究開発と生産の一体的促進

九江市工業開発の全体方向、長期的方向づけである「九江産業・技術都市圏」は技術が成長を先導する都市圏の形成である。こうした長期的な方向づけを視野に入れつつ、産業技術の向上のために次の方策を講ずることが期待される。

(1) 技術交流の促進と技術開発体制の効率化

九江市では、技術取引市場の活用が不十分である。設備や人材不足の補完、技術開発とその成果の企業化のためには、技術取引市場の活用は効率的である。現在、技術取引市場は科学技術委員会、計画委員会、科学技術協会、工会のもとに個別に組織されているが、今後は相互の情報交換をより密にし、技術交流を効果的に促進する必要がある。

技術取引市場自体が企業にとって、技術開発の効率化に結びつくことは上記のとおりである。しかしながら、九江市工業・企業全体の技術開発体制の効率化も重要である。現状では、技術開発のための人材であるエンジニアや設備は全民所有制企業にはほぼ独占されている。このため、全民所有制企業の保有する人材や設備の開放利用を進め、技術開発専門の会社の設立などが考えられる。

また、既に九江市では重点技術改造等に対する優先的融資、研究と生産用固定資産投資の優先的な融資などが実施されており、今後はその一層の充実が期待される。

一方、九江市には公的な研究所（工業以外を含む）が10カ所あり、これらの多くは4～5年前に設立された新しい研究所である。しかしながら、資金不足、設備不足は深刻なものがある。技術・研究開発の実効性を確保するためには開発予算の大部分が人件費という現状を改善すべきであり、最小限でもパソコン等の導入は不可欠である。

いずれにしても、こうした方策は短期の方策であり、中長期的には後段で述べるような抜本的な体制づくりが必要と考えられる。

(2) 特産品研究所（仮称）の整備

これは多品種少量生産で、市場が特定分野に限定され、本来的に中小企業性の工業や協同組合方式が適合する産地分業的な工業を対象に、全民所有制企業は技術・研究開発機能に特化し、生産・販売は其の他の所有形態に移管を図るものである。

具体的には、今後の発展戦略として高付加価値化が必須の工芸美術品、水産加工、其の他特産品等が考えられ、この研究所の活動を通じて、鴨鴨に続く第2、第3の九江ブランド産品を創出することが期待される。具体的な組織と立地は、消費者ニーズの的確な把握を考慮すると、他地域および外国から多数の人々が集まる廬山の工芸美術館の再編・強化というかたちも考えられる。

(3) 九江技術交流中心の整備（公設試験研究機関）

これは中期的課題である。九江産業・技術都市圏形成へのステップ、その中核施設の1つとして工業技術の標準化・規格化の高度化にも対応した中小企業の技術のボトムアップとレベルアップをねらいとするものである。また、試験と開発、開発と技術移転、研究と生産の一体化を促進する機能

と設備を整備し、文字どおり九江市の技術交流中心とするものである。

具体的な組織形態は、既存の研究所の統合の一方、全民所有制企業の技術者の再配置・活用も併せて行なう。試験研究設備の充実も基本的に重要であり、各部（統合された旧研究所および新設の部門からなる）の研究開発に最低限必要なもので、共通的に利用するものについては最新の設備を導入する。

(4) 開放型研究施設と高技術開発区の整備

九江市工業（製造業）の将来の生産目標、さらには工業開発の全体的な方向（環境とも調和のとれた活力ある産業・技術都市圏の形成）を実現するためには、市場経済化に対応し得る技術・研究開発機能の強化が不可欠である。

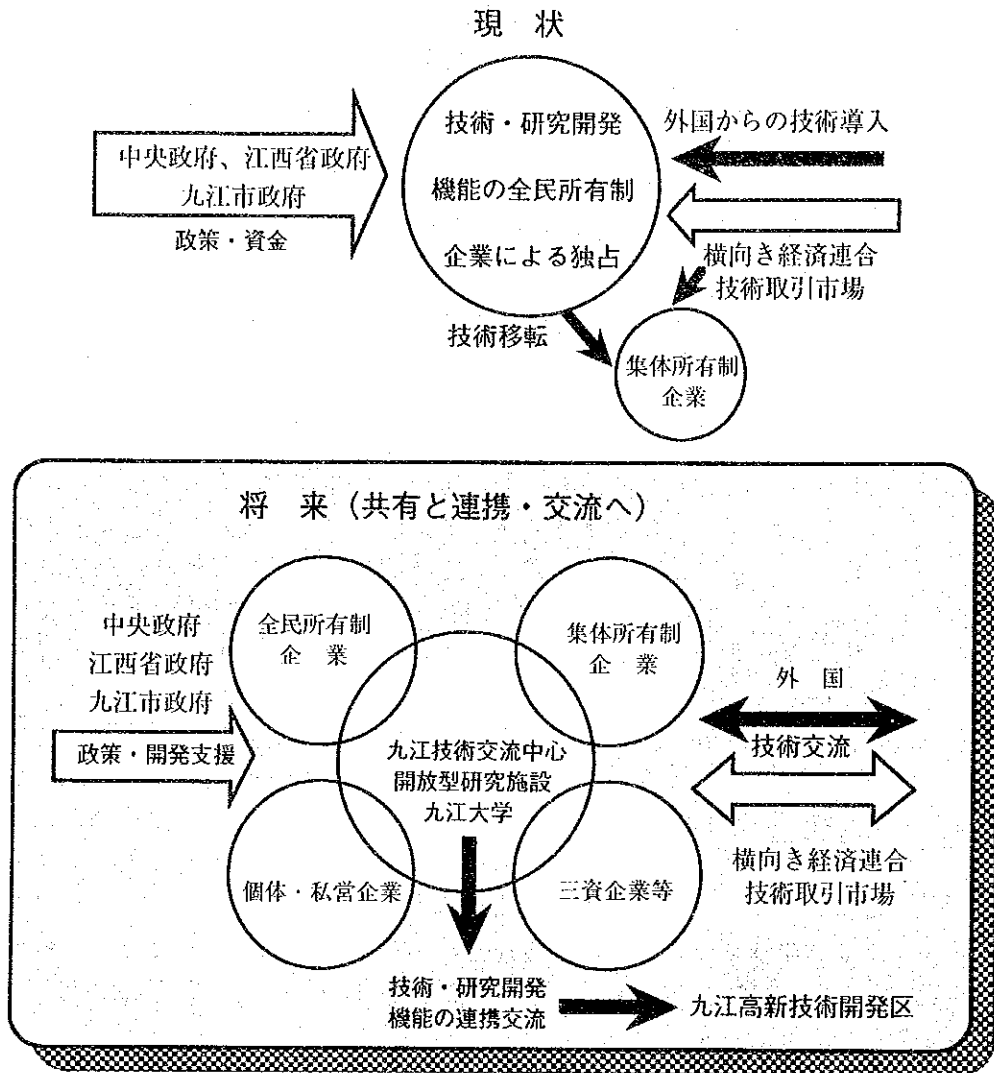
図表2-17は、技術・研究開発の体系の現状と将来像を対比したものである。現状は要するに、全民所有制企業内部（それも大中型企業が中心）による技術・研究開発機能の独占が顕著である。このため、外部への技術移転、生産分業を通じた技術移転は一部の集体所有制企業に限定され、社会的な広がりには欠ける。こうした体系を横向き経済連合等が補完しているが、相応の効果もあるものの、将来における中小企業独自の技術・研究開発には新たな体系が必要と考えられる。

将来の体系は、企業所有形態毎の技術研究開発機能の保有を前提としたもので、関連情報・技術の共有を基礎とした連携と交流である。そして、技術・研究開発を社会的な広がりを持たせつつ効果的に実施するためには、各所有形態・企業形態が共通に利用・アクセスできる機能や施設の整備が必要となる。九江市では九江大学の設立が具体化しつつあるが、更に公的な試験研究機関（九江技術交流中心）を設立することによって集体所有制企業・郷鎮企業、個体・私営企業等の技術・研究開発力の向上を図ることが理想である。

開放型研究施設は、工業集積の成熟、個体企業等の集積形成を基礎とした施設の整備であり、研究開発型の中小企業の育成を目的とする。試験研究設備や共同施設などの開発環境の整備とともに、試作・企業化、企業設立等にわたって公的に支援するものである。具体的な施設等は、既に述べた九江業技術交流中心の中に整備することが考えられる。対象となる研究開発マインドと資質のある個体・私営企業や技術者等の存在が前提となるため、2000年以降の実施としているが、九江市以外の先進地域からの人材誘致策として先行的に整備することも考えられる。

高技術開発区は、開発・試作・企業化・生産の一体化を図る中国のテクノポリスである。現在、国レベルのもの27カ所、省レベルが10カ所前後指定され、江西省では南昌市に省レベルの開発区がある。

図表2-17 九江市における技術・研究開発体系の現状と将来構想図



この開発区の核（コア）となるのは大学であり、大学自体が合併企業を設立して開発成果を企業化した例も出ている。九江産業・技術都市圏の中核的プロジェクトとも言え、設立構想のある九江大学が核となる。また、場合によっては、九江技術交流中心が代替的に、その役割を担うことも考えられる。

2000年までの事業とすることも考えられるが、設立間もない大学が技術研究開発の核となるには相当の時間を要するとも言え、このため2000年以降の事業として想定している。

なお、九江大学の設立等人材育成の充実については、本調査の人材育成部門で検討を行なっている。

2.7. 良好な工業操業環境整備と工業の適正配置

(1) 市街地工場の移転促進とT字型工業配置の推進

九江市区市街地には、環境保全・改善上、市街地以外に移転することが望ましい工場が10工場前後立地している。特に煤煙問題が深刻であり、九江市区の大気汚染だけでなく、本来は極めて美しい市区の景観を大きく損なうものとなっている。このため、環境防止対策の徹底を図る一方、問題の工場の市街地外への移転を促進する必要がある。九江市政府は、湖口県等に移転先候補地としている。(環境保全部門の項参照)

一方、九江市では過去の工業配置方針によって、工業の立地は必ずしも経済合理性に基づいたものとなっていない。昌九工業走廊構想は、こうした意味でも画期的であり、九江市と南昌市を港湾と自動車専用道路で結び、両市の間に連担した工業拠点、都市群の形成を図るものである。この昌九工業走廊沿線への工業配置、インターチェンジ周辺での開発区や工業団地等の整備とともに、長江の水際線、港湾機能を活用した工業の配置も推進すべきである。T字型工業配置戦略であり、このため長江沿いの地点の開発・整備を進めるべきである。

こうした工業配置戦略と上記の市街地工場の移転を連動させて、地域効果的に政策目的を達成することも重要である。

(2) 電力、通信設備の整備

九江市の工業開発にとって最も重要な基盤整備でもあり、計画中の九江第2火力発電所の増設(第2期40万KWおよび第3期)、九江第3火力発電所の新設(240万KW)の建設を行なう。建設資金については、電力供給の公共性から各種の外国の借款の利用が可能と思われる。また、外国企業等が建設・運営し、投資回収後に設備の移管を中国側に行なうBOT方式(外国資本が施設の建設と運営を行ない、投下資金回収後など適当な時期に施設をの当該国に移管するもの。施設の建設・運営・移管の間には、実際には様々なバリエーションが工夫されている。)など新たな事業手法も検討に値すると思われる。

なお、通信設備については長距離電話網の増強が計画されている。外国企業にとって、国際分業の円滑化や本社との連絡には今やFAXは不可欠である。発展途上国の中には「電話付き」が工業団地のセールスポイントになっている例もあり、先行的な整備に積極的に取り組むべきと考えられる。

其の他、通信と同様の意味で、九江空港の拡充整備も重要である。世界的にも航空機輸送・空輸による貿易額の増加は顕著であり、人や情報の交流面だけでなく貨物輸送の面でも空港、航路の開発は重要である。現在では「臨空産業団地」という概念も確立している。九江市の場合も、世界の国々とダイレクトに往来できることが理想であるが、この点は本調査の交通部門を参照されたい。

なお、工業関連の基盤整備のうち、工業用地の開発需要については、以下の試算を行なった。結論は確保済みの八里湖地区および保税区の工業用地、全民所有制企業の未利用地の活用などを勘案すると、九江市区における新たな工業用地需要はそれほど大きくないと言える。

【参考：九江市区における工業用地需要の試算】

九江開放開発区・八里湖地区450haのうち、工業用地は315ha（グロス：純然たる工場用地〔敷地〕以外に道路等の関連公共施設面積を含む）である。また、先に述べたT字型の工業配置（昌九工業走廊と長江沿江地点での工業配置）において八里湖地区を除くと、長江沿江地点のうち市区内の確保済み用地として保税区を計算に入れておく必要がある。保税区の工業用地を全体180haの60%前後（其の他は業務用地や流通・物流関係）、約100haとすると、確保済みの工業用地は八里湖地区の315haと保税区の100haの合計415haとなる。2010年の工業生産目標を達成するためには、九江市区内で更にもどの程度の用地を確保すべきかについて試算すると、次のとおりである。

一 九江市区の工業用地需要算定のための工業総生産額 (1)約213億元

2010年の工業総生産額のうち生産主体と用地が確定でき、かつ、十分な用地が確保可能な九江市区に立地している業種〔紡績、石油加工、化学工業、鉄鋼〕および同様のもので九江市区外の立地業種〔有色金属〕分の総生産額約198億元を九江市全体の411億元から控除して求めた。

一 九江市区の工業用地需要算定のための工業総生産額 (2)約176億元

上記(1)以外の既存企業の生産増を年率3~4%前後とし、これらの企業の1990年の総生産額18.7億元を基準に2010年の総生産額を求めると約37億元であった。これを上記の213億元から控除すると176億元となる。

一 九江市区分の新規工業用地需要に相当する工業総生産額 (3)約105億元

九江市全体の工業総生産額に占める市区の比率(1990年)は54.3%であり、2010年にはこれを大きめにとって約70%とした。この比率を上記(2)の175億元に乗ざると約105億元となる。

一 九江市区の工業用地需要はグロスで約650ha

上記105億元を日本円に換算すると約2,600億円（1990年ベース）である。日本の1990年の工業出荷額/工場敷地面積の原単位は約20億円/haである。土地利用の相違等を考慮して、敷地生産性を日本の4分の1と低く見積もって5億円/ha前後とし、グロスとネット（工場敷地）の比率を0.8とするとグロスの用地は約650haとなる。

一 九江市区の新規工業用地需要はグロスで約235ha

約650haの用地需要（グロス）から八里湖地区と保税区の面積415haを控除すると、約235haの新規用地開発が必要となる。

一 実際の用地需要は235haよりも小さい

上記(1)の石油加工等以外の業種・企業の中にも、広大な未利用地を保有している企業があり、その工業的利用を図ることも九江市の大きな課題である。合弁の場合には、全民所有性企業の未利用地に現に立地したものが

ある。土地の現物出資という現状の仕組みでは、こうした傾向は無視できない。更に、上記の敷地生産性はかなり低く見ている。要するに、新規の工業用地需要は215haより小規模になると言える。

―今後の工業団地の開発は中小企業団地中心

一団のまとまった土地として開発する工業団地は、既に八里湖地区および保税区内で合計415haの整備が進む方向にある。一方、九江市でも全ての工場が工業団地に立地することはなく、仮に上記の215haを新規用地需要としても、その全てを工業団地として整備する必要はない。

計画的な観点からは九江市の都市再整備及び都市環境保全、九江市の都市化促進と複合的な企業・工業構造の実現を重視し、中小企業団地（郷鎮企業団地）の開発に重点をおくことが得策と考えられる。この考え方をとると、10ha前後の用地を数カ所整備すればよいと考えられる。

第3章 優先プロジェクト

本章では、優先プロジェクト（2000年迄に=9.5計画期間内に着手すべき優先事業）について、その具体化のための検討を行なった。

1. 選定方針

2000年迄に着手すべき優先プロジェクト（以下、優先事業という）は、中小企業団地の整備、保税区の整備、八里湖地区の整備と企業誘致体制の確立、九江技術交流中心の整備（先にのべた開放型研究施設と高技術開発の整備については2000年以降に着手）、の4件である。優先プロジェクト選定の考え方を整理すると次のとおりである。

- 第2章の図表2-10に整理した戦略や方策は、いずれも九江市の工業計画において重要な事業である。これは確認事項である。
- これらの重要事業の中には、工業開発政策として九江市政府がその通常の行政事務として取り込み、実施条件の成熟度を見極めながら、具体的な実施時期を判断して進めるものが少なくない。こうした「ソフトな政策」の多くは、その重要性は別として優先事業の対象外とした。
- しかしながら、九江市の工業開発の目標や基本方向、全体方向を実現していくために、九江市が全力を投入して優先的に取り組むべき事業がある。
- 優先プロジェクトのうち、中小企業団地（郷鎮企業団地）の整備は、中小企業育成の物的基盤をなす。そこでの「成功物語」は、対外経済開放等の成果を目に見えるかたちで示すことによって後続参入の増加に結びつき、経済改革を一層加速させると期待される。
- 保税区の整備は、対外経済開放の「受け皿」、外資導入と輸出型産業の振興にとって不可欠である。保税区の有無は、大きな立地条件格差となることに留意すべきである。
- 九江開放開発区・八里湖地区の整備と企業誘致体制の確立は文字どおり優先事業であり、九江市の対外経済開放の将来は八里湖の成功いかんにかかっていると言える。
- 九江技術交流中心の整備は、企業の共同利用公共施設（試験検査、共同研究、技術開発支援等）であり、中小企業の技術開発の支援施設である。また、開放型研究施設と高技術開発区とともに、九江産業・技術都市圏（長江中流地域の産業技術センター）の主要構成施設でもある。高技術開発区等は実施条件が未成熟であることから2000年以降の着手としたが、九江技術交流中心は産業技術に関するセンターへの最初のステップとなるものとして2000年迄に着手するものとした。

2. 優先プロジェクト

九江市工業開発の優先プロジェクト、すなわち2000年迄に着手すべき事業は、既に選定した4つの事業である。ここでは、その具体化のための検討を行なった。なお、これらの事業は原則として、全て九江市区で実施するものである。

2.1. 中小企業団地（郷鎮企業団地）の整備

2.1.1. 事業の概要

中小企業又は郷鎮企業の集約的立地のための受け皿づくり、物的基盤の整備である。団地への立地を誘導するため、九江市の中小企業振興施策の一体的な運用を図り、中小企業の育成と環境保全を効果的に進めるものである。

2.1.2. 事業の目的と提案理由

中小企業（個体・私営企業）又は郷鎮企業の育成は、九江市工業の活性化や厚みのある工業集積の形成に不可欠である。また、中小企業等は、大中型企業（[注]：日本の大企業に相当する）を中心とした地域中核企業の周辺分野のサポーターインダストリー（関連産業）としても重要である。しかしながら、九江市の現状では中小企業等は未成熟であり、また、企業体力も弱い。このため中小企業等の育成を加速化する措置が必要である。中小企業団地又は郷鎮団地の整備は、そうした措置の一環をなし、具体的には次のような目的を有する。

- 1) 新たな活動空間の確保・提供による中小企業（個体・私営企業、集体所有制の郷鎮企業等）製造業の育成
- 2) 企業の集約的な立地による協業化の促進や共同利用施設の整備によるコストダウン等
- 3) 九江市区への企業立地の誘導、企業集積形成による九江市区の都市化の促進
- 4) 企業構造の複合化、企業間交流（核となる企業や工業の関連産業の集積形成を含む）の促進を通じた九江市区工業全体の活性化
- 5) 中小企業等の集約的立地による環境管理の徹底

この中小企業団地は、上記の目的に加え次の意義を有する。

第1の意義は、「工業用地の開放」と政策効果である。九江市の工業用地の殆どは、全民所有制企業によって保有されている。集体所有制企業の設立や展開も関係する全民所有制企業の用地内であり、私営企業の場合も主管単位の全民所有制企業からの借地という例が少なくない。この意味で八里湖地区の工業用地は「初めて一般に開放された用地」と言える。そこに中小企業団地を整備し、企業の集約的立地と育成を進めることは政策効果から見て大きな意義を有する。また、そこでの企業の「成功物語」は、対外経済開放等の成果を目に見えるかたちで示すことによって後続参入の増加に結びつき、ひいては経済改革を一層加速させると期待される。

第2の意義は、中小企業の福利厚生面等の補完である。契約労働の進む中で、大型企業等と中小企業の福利厚生面での格差の拡大が見込まれる。人材の確保からも、中小企業の福利厚生の充実は重要である。また、各種の取引や商談、会議などのための施設も必要となろう。これらの施設を中小企業団地の附帯施設として整備し、中小企業が共同利用することは有意義と考えられる。

2.1.3. 事業の内容・コンポーネント

中小企業団地は、八里湖地区および九江市区の都市形成からみ見て適当な地点に整備する。事業主体は九江市政府（九江開放開発区管理委員会）、関係機関は九江市計画委員会および郷鎮企業局等である。

主な施設等の整備内容は次のとおりであるが、具体的な用地の条件に応じて、その規模や内容は変動し得る。

- 1) 用地開発規模……10ha前後（一般工場用地、共同利用施設用地、標準工場用地等）
- 2) 共同利用施設……団地会館の整備（食堂・喫茶室、娯楽室、シャワールーム、会議・研修施設等、入居企業オフィス等）
- 3) 標準工場……賃貸工場（300～1,000m²程度の面積を単位とした団地ビルの整備。間仕切が自由な構造も必要に応じて確保しておく。）

企業の入居促進のため、個別企業又は組合単位での低利融資や債務保証、中小型全民所有制企業の民営化による場合の補助金の交付、低料金での施設や土地の利用など資金面の助成を行なう。また、大中型企業の設備供与や公的な設備貸与も団地入居企業に優先的に実施する。要するに、中小企業育成のモデル的な事業として、関連施策の総合的な活用と動員を図ることが要点である。

なお、こうした優遇措置の付与と中小企業団地の公的な性格を考慮し、中小企業団地入居企業や組合による土地使用権等の転売を制限する。少なくとも10年間程度は転売を禁止しないと、政策効果と公平性が薄れることに留意すべきである。

2.1.4. 事業費の概算

八里湖地区での整備について概算すると約4,000万元であり、算定根拠は次のとおりである。

- 一 基盤整備投資約1,500万元：九江開放開発区全体の基盤整備投資額約15億元×10ha（中小企業団地面積）／九江開放開発区の面積1,000ha。
- 一 建物建設費等約2,500万元：約25,000m²の床面積の建物の整備、建設単価は1,000元／m²前後。標準工場を含む。

2.1.5. 実施時期および具体化のための課題

八里湖地区で先行的に整備することとし、1996年～2000年に着手を目標とする。団地入居企業は九江市内の中小企業等を優先するが、九江市区で

の企業集積形成の観点から、市外企業も対象とすることが考えられる。

事業実施のためには、中小企業団地整備を広くPRし、入居企業を募り、必要に応じて同業種又は異業種の協同組合等の結成を図り、円滑な事業の推進に努める。また、特定業種あるいは大中型企業の関連企業等に的を絞る、共同受注等の仕組みづくりを行なうことも有効である。このため、長期的には八里湖地区以外に、数カ所の団地を整備することも有効である。

事業全体の運営については、必要に応じて、中小企業育成と団地化に実績のある外国の専門家を招聘し、技術的協力を得る。

なお、九江市政府は、企業入居後は標準工場などの管理と運営を中心とした業務を行ない、其の他団地会館等については協同組合又は入居企業の設立する管理組合による自主管理とする。

この事業の財源は、八里湖地区の場合は九江開放開発区管理委員会の業務収入である。しかしながら、同委員会の資金不足に対応するため土地使用権転売利益への課税、土地使用権への課税、更には土地使用権の未利用への課税（保有税）など、新たな財源を確保・充当し、「開発利益の還元による中小企業の育成」を行なうことも考えられる。八里湖地区以外の中小企業団地についても、長期的には九江市政府による同様の財源確保と開発利益の還元を行なうことが適当である。すなわち、八里湖地区を「実験ゾーン」とし、その成果の拡大適用を図るとの考え方である。

2.1.6. 環境配慮

a. スクリーニング

この計画は環境配慮を必要とする項目が一つ以上あるため、IEEの対象とし、以下のようにスコーピングをなした。

b. スコーピング

スコーピングの結果を図表3-1に示す。

図表3-1 スコーピング

	環境項目	評定	備考(根拠)
社会環境	1 住民移転	B	用地取得が必要、住居家屋が存在する。
	2 経済活動	B	地区南部では農業/水産業、北部では商業の活動が行なわれている。
	3 交通・生活施設	B	既存の生活施設は再配置が必要。
	4 地域分断	D	高密度の道路施設が建設されるから地域分断の影響はない。
	5 遺跡・文化財	C	過去八里湖の湖底であった土地には遺跡は存在しない。しかしその他の土地の埋設遺跡/文化財は不明。
	6 水利権・入会権	C	未処理工場廃水が龍開河から八里湖に流入し漁業権に影響する可能性がある。入会地は存在しない。
	7 保健衛生	C	工場廃水処理が不十分だと近隣地域に悪影響を及ぼす。国家基準通りの廃水処理をすれば問題はない。
	8 廃棄物	C	工業廃棄物は適正処理すれば社会影響はないが、違反や事故による影響はあり得る。
	9 災害(リスク)	C	施設そのものは災害を生起させないが、施設が長江の洪水被害を受けると2次災害の可能性がある。
自然環境	10 地形・地質	D	地形地質を改変する必要はない。
	11 土壌侵食	D	傾斜地が存在しないので土壌侵食は起きない。
	12 地下水	D	粘土質のため地下水の浸透速度は極めて遅く、地下水に対する水文上の影響はない。
	13 湖沼・河川流況	D	団地造成による水域(八里湖など)の流況への影響はない。
	14 海岸・海域	D	団地は海域に面していない。
	15 動植物	D	貴重な動植物は開発地区に存在しない。しかし長江には貴重な動物(イルカ)が生息するので、工業廃水処理が特に重要である。
	16 気象	D	工業団地による気象への影響はない。
公害	17 景観	D	貴重な景観は存在しない。
	18 大気汚染	C	排気の排出基準を遵守すれば影響はないが、事故や違反による汚染の可能性がある。
	19 水質汚濁	C	廃水の排出基準を遵守すれば影響はないが、事故や違反による汚染の可能性がある。
	20 土壌汚染	C	廃棄物の排出基準を遵守すれば影響はないが、事故や違反による汚染の可能性がある。
	21 騒音・振動	C	環境基準を遵守すれば影響はない。
	22 地盤沈下	D	地下水揚水で工業用水を供給しないので沈下の可能性はない。
	23 悪臭	C	環境基準を遵守すれば影響はないが、事故や違反による悪臭の可能性がある。

注) A:重大なインパクトが見込まれる。
 B:多少のインパクトが見込まれる。
 C:不明(検討をする必要があり、調査が進むにつれて明かになる場合も十分に考慮に入れておくものとする)
 D:ほとんどインパクトが考えられないためEIAの対象としない。

c.今後の調査方針

スコーピングの環境項目の内"D"を除く項目について、今後調査すべき内容を図表3-2に示した。

図表3-2. 今後の調査方針

環境項目	評価	総合評価
1 住民移転	B	移転対象住民の人口、移転先に関する住民の希望。
2 経済活動	B	地区の産業の現状調査。
3 交通・生活施設	B	地区の交通／生活施設の現状調査。
5 遺跡・文化財	C	遺跡／文化財の現状調査。
6 水利権・入会権	C	八里湖における漁業の現状調査。
7 保健衛生	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
8 廃棄物	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
9 災害(リスク)	C	長江の洪水位と洪水頻度、八里湖地区と排水系統。
18 大気汚染	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
19 水質汚濁	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
20 土壌汚染	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
21 騒音・振動	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
23 悪臭	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。

企業団地造成において多少の住居、経済活動、交通／生活施設への影響があり得る。最も配慮すべきことは立地企業の業種と企業の環境保護計画である。業種によっては大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、悪臭などの公害発生源となる可能性がある。汚染物質排出基準や環境基準などに基づく環境保護対策を実施しなければならない。

2.2. 保税区の整備

2.2.1. 事業の概要

九江市における対外経済開放と輸出産業等の振興、内外貿易の拡大を加速化させるための戦略的な拠点整備である。「保税制度」の十全な活用的一方、貿易関連の諸機能の整備を併せて図り、九江市の発展を先導する総合的な業務拠点とする。

2.2.2. 事業の目的と提案理由

輸入貨物の再輸出・積み戻し等の場合、輸入関税や工商統一税が免除される保税制度は、GATT加盟を目指す中国の新しい制度である。輸出加工や中継貿易、通過貿易の振興に有効かつ不可欠の制度であり、大きくは2つに区分される。倉庫や上屋、工場など個々の保税施設と、区画された一団の土地に一元的に保税制度を適用する保税区である。

九江市は九江開放開発区内に保税区の構想を有するが、未だ中央政府の認可が得られていない。この保税区を優先事業とする理由の第1は、中央政府の認可促進であり、保税区は対外経済開放のシンボルでもある。第2の理由は、保税制度の広範な利用促進による貿易や輸出加工型産業の振興、外資の導入促進である。第3の理由は、高関税率の品目が多い中国の現状において、保税区の有無は地域間競争が激しさの増す中で決定的な競争力格差となることである。そして第4の理由は、長江中流地域の結節交流・生産拠点という九江市の比較優位から見て、九江市に保税区を整備することは政策効果から最善であるためである。

2.2.3. 事業の内容・コンポーネント

九江市の保税區は、開放開發區の北部、閩家渡に位置する。開發計画面積は約180ha、沿江地点に5,000屯級のバースを有する港湾施設のほか水源保全區の整備も構想されている。

以下は九江市政府（九江開放開發區管理委員會）による構想である。中国の保税區開發方針および先進地域の保税區の例に沿ったもので、事業内容としては適当と考えられる。

- 1) 土地利用：保税加工區、業務地区、物流施設用地、港湾施設用地等
- 2) 基盤施設：港口、埠頭、倉庫および関連施設、鉄道および道路、郵便通信施設、変電所、集中熱供給施設等
- 3) 導入業種：輸出加工（高度技術産業、高度技術利用産業）、第3次産業（対外貿易、中継貿易、倉庫、通関および貿易業務代理店、その他保険・金融サービス等）
- 4) 関連施設：税関、検疫所、税務署、公安部門および外貨調節（交換）センター等
- 5) その他：保税區は封鎖的な区域であり、外塀を整備する。その他都市機能施設については、近接する九江市区・市街地の集積を活用する。

2.2.4. 事業費の概算

九江開放開發區の一部であり、概算事業費は約2.7億元である（九江開放開發區全体の基盤整備投資額約15億元×保税區の面積180ha/九江開放開發區の面積1,000ha）。なお、これには港湾施設整備費用は含まない。

2.2.5. 実施時期および具体化のための課題

対外経済開放の加速化、成果の早期顕在化のための拠点整備であるので、中央政府の認可が得られ次第、早期に着手する。遅くとも2000年迄に着手を目標とする。

保税區への入居企業の選定は、保税區の適正な利用と公平性の確保に十分に留意して行なう必要がある。保税區は輸出加工型の外国資本だけでなく、中国資本にも大きなメリットがある。外国資本の場合には銀行口座勘定での取引が義務づけられているが、中国資本の場合には外貨を原則1年間現金で手元に保有し、取引ができる。これは短期の外貨運用を可能とし、「外貨自由化」になる迄は大きなメリットと言える。こりほか保税のメリットもあり、メリットが大きいだけに企業の適正かつ公平な選定がなされないと制度自体が十分に機能しないおそれがある。

また、八里湖地区も保税區と同様に外国資本の導入を主眼とする。輸出加工型の企業の倉庫等の保税施設としての認可を円滑に行ない、保税區立地企業とのバランスをとることも重要である。

保税區の管理運営には、九江市政府の構想では独自の管理機構が設立される予定である。具体的な設立形態は未定であるが、いずれにしても保税區の円滑かつ適正な運営のため、九江開放開發區管理委員會と税関、公安、

税務および外貨管理などの関連機関相互の連携のとれた運営が重要である。

保税区の港湾施設整備は、未だスケジュール化されていない。既存の外貿埠頭の拡充整備が先行する予定である。このため早期に保税區が認可された場合、既存の外貿埠頭を利用することになり、輸入貨物の「横持ち」が立地企業のコスト負担となる。また、既存の外貿埠頭—保税區間の輸送は保税運送となり手続き面の煩雑さも加わる。

こうした問題に対処するため、既存外貿埠頭—保税區間の道路整備は当然として、その道路と既存外貿埠頭の一部を暫定的に保税區とし、かつ、横持ち輸送の低料金化が考えられる。横持ち輸送の低料金化は八里湖地区の保税施設保有企業にも適用すれば、八里湖地区への企業誘致の促進にも結びつくと思われる。1つのアイデアであるが、他地域との企業誘致競争に打ち勝つために一考に値すると思われる。

保税の方法も重要である。一旦関税を納付し、再輸出等の場合に還付するデポジット制度は、保税事務の複雑化、実際の還付の時期や方法など問題となることが少なくない。中央政府の権限に属する事項であるが、保税を関税の留保付き非課税（課税の条件付き延期）とし、企業の自主管理とすることも検討に値すると思われる。

いずれにしても、保税區は中央政府の認可が前提である。このため、九江市としても中央政府への働きかけを一層強める必要がある。また、保税區とは別に、関税法適用除外地域の自由貿易地域（フリーポート）の構想も一部で出ている。フリーポートの代表例は香港であり、深圳市には香港返還（1997年7月）後に香港と一体となった「大フリーポート」構想がある。一方、長江沿江地域でもフリーポートが一部で構想されている。九江市の保税區的整備においても、こうした動向も視野に入れつつ、競争力と魅力ある対外経済開放等の戦略的拠点づくりを創意工夫を凝らして進めることが肝要である。

2.2.6. 環境配慮

a. スクリーニング

この計画は環境配慮を必要とする項目が一つ以上あるため、EIAの対象とし、以下のようにスコーピングをなした。

b. スコーピング

スコーピングの結果を図表3-3に示す。

図表3-3 スコーピング

	環境項目	評定	備考(根拠)	
社会環境	1 住民移転	B	用地取得が必要、住居家屋が存在する。	
	2 経済活動	B	地区では農業が行なわれている。	
	3 交通・生活施設	D	小規模の農業道路が存在するが、保稅区のために新規整備する。	
	4 地域分断	D	地域分断の影響はない。	
	5 遺跡・文化財	C	長江の氾濫域なので遺跡は存在しないと考えられるが詳細は不明。	
	6 水利権・入会権	D	入会地は存在しない。	
	7 保健衛生	C	保稅区に立地する業種によっては保健衛生上の悪影響があり得る。	
	8 廃棄物	C	保稅区に立地する業種によっては産業廃棄物の発生があり得る。	
	9 災害(リスク)	C	施設そのものは災害を生起させないが、施設が長江の洪水被害を受けると2次災害の可能性がある。	
	自然環境	10 地形・地質	D	地形改变の必要はない。
11 土壤侵食		D	傾斜地が存在しないので土壤侵食は起きない。	
12 地下水		D	粘土質のため地下水の浸透速度は極めて遅く、地下水に対する水文上の影響はない。	
13 湖沼・河川流況		D	保稅区による近隣水域の流況への影響はない。	
14 海岸・海域		D	保稅区は海域に面していない。	
15 動植物		D	貴重な動植物は保稅区に存在しない。しかし長江には貴重なイルカが生息するので、工業廃水処理が特に重要である。	
16 気象		D	保稅区による気象への影響はない。	
17 景観		B	長江沿岸の風景を改变する。	
公害		18 大気汚染	C	排気の排出基準を遵守すれば影響はないが、事故や違反による汚染の可能性がある。
		19 水質汚濁	C	廃水の排出基準を遵守すれば影響はないが、事故や違反による汚染の可能性がある。
	20 土壤汚染	C	廃棄物の排出基準を遵守すれば影響はないが、事故や違反による汚染の可能性がある。	
	21 騒音・振動	C	環境基準を遵守すれば影響はない。	
	22 地盤沈下	D	地下水揚水で工業用水を供給しないので沈下の可能性はない。	
	23 悪臭	C	環境基準を遵守すれば影響はないが、事故や違反による悪臭の可能性がある。	

c.今後の調査方針

スコーピングの環境項目の内"D"を除く項目について、今後調査すべき内容を図表3-4に示した。

図表3-4 今後の調査方針

環境項目	評定	総合評価
1 住民移転	B	移転対象住民の人口、移転先に関する住民の希望。
2 経済活動	B	地区の産業の現状調査。
5 遺跡・文化財	C	遺跡／文化財の現状調査。
7 保健衛生	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
8 廃棄物	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
9 災害(リスク)	B	長江の洪水位と洪水頻度、保税區周辺の排水系統。
17 景観	B	修景計画の検討。
18 大気汚染	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
19 水質汚濁	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
20 土壌汚染	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
21 騒音・振動	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
23 悪臭	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。

保税區造成においては多少の住居、経済活動への影響があり得る。最も配慮すべきことは保税區に立地する企業の業種と企業の環境保護計画である。業種によっては大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、悪臭などの公害発生源となる可能性がある。したがって汚染物質排出基準や環境基準などに基づく環境保護対策を実施しなければならない。

2.3. 八里湖地区の整備と企業誘致体制の確立

2.3.1. 事業の概要

九江開放開發區・八里湖地区への企業誘致を加速化するため、同地区の産業基盤整備の円滑化と企業誘致体制の確立を図るものである。要点は基盤整備のための新たな財源の創出・確保、企業誘致体制の強化とネットワークづくりである。

2.3.2. 事業の目的と提案理由

八里湖地区は、工業用地315haのほか居住用地、商業用地等を含む450haの「複合的な新業務市街地」の整備である。九江市の対外経済開放と外国資本の導入、新規成長産業の受け皿であり、九江市の将来的な発展と成長のための跳躍台（ジャンピングボード）と期待される戦略的重要性を有する開発拠点である。

八里湖地区の工業用地分譲率は現在約30%であり、1992年5月の対外経済開放都市の指定から1年余りとしては順調と言える。しかしながら、更に分譲を促進すると同時に、工場の建設・操業を早期に実現するためには、資金不足で遅れがちな産業基盤整備を先行的に行なう一方、系統的な企業誘致の推進が不可欠である。八里湖地区の開発・整備と企業誘致は、九江市政府にとっても今後の行財政の在り方を含めた「試金石」となるものであり、周到な体制づくりが必要と考えられ、こうした観点から早期に着手すべき優先事業とした。なお、この事業は八里湖地区だけでなく、前記の保税區への投資と企業誘致にも活用し得るものである。

2.3.3. 事業の内容・コンポーネント

1) 基盤整備促進のための新たな財源確保措置

- 土地使用者への課税：土地使用者への課税自体は九江市基盤整備の安定的な財源確保にとって有効である。ただし八里湖地区に適用する際は、他地域との競争力を維持するため、形式的に課税するが後に立地または投資奨励金として、その一部を還付することを検討する。なお本制度導入以前に入居した企業に対しては必要な調整を行なう。
- 土地使用者転売利益への適正課税：転売利益を「所得」として課税するものである。ただし、その所得を八里湖地区（又は其の他の九江市）に再投資する場合には、所得税の一定額を減額することも考えられる。これによって八里湖地区への投資、土地使用者の分譲を更に促進するとの考え方である。
- 土地使用者未利用保有に対する課税：「土地使用者保有税」であり、基盤整備基金の充実のほか、工場等の操業の加速化もねらいとしている。

2) 企業誘致体制の確立

九江市では、香港での九江市および江西省主催の投資セミナーの開催など、外国投資および企業誘致のための活動が活発化している。今後は更に活動の幅を拡げ、次の方策を講ずることが適当である。

—企業誘致体制の強化：八里湖地区への投資や企業誘致は、九江開放開発区管理委員会招商局のほか対外経済技術合作弁公室、更には其の他幅広い人脈を活用しつつ展開されている。

今後の誘致体制強化のため、第1に企業誘致各部門の連携強化、情報の共有、第2に招商局でのワンストップサービスの徹底（投資および企業設立、工場建設や操業に伴う諸手続きの一括代行）、第3に対外経済技術合作弁公室駐在事務所の活動拡充（北京等への事務所新設を含む）、第4に資金面の問題はあるが、有力な投資先の外国への企業誘致活動拠点の設置が考えられる。

これらのうち、第2のワンストップサービスは重要で、関係機関への手続きや手続きの円滑化のための折衝等が容易でないと、投資家の投資意欲自体が減退するおそれがある。

第3の対外経済技術合作弁公室の活動拡充においては、予算措置が重要である。現在の活動は他省との横向き経済連合の促進が中心になっているが、現状では事務所を維持する予算すら不足し、十分な活動が困難になっている。このため、企業誘致活動への重点移行とともに、予算の確保が重要である。更に、合弁事業成立に対する報償金制度については、インセンティブとして有効な側面もあるとは言え、誘致担当者相互の無用な競争を生み、結果として誘致が成功しないおそれもあり、必要に応じて改善又は見直すことも考えられる。

第4の有望な外国における企業誘致活動拠点の設置は、上記のように資金面の問題がある。このため、次に述べるネットワーク形成の中で対応していくことが考えられる。

—外国との提携拡大、企業誘致ネットワークの形成：香港での投資セミナーに引続き、外国との提携を拡大し、投資と企業誘致を促進するものである。

例えば、日本には日中投資促進機構が1990年3月に設立されている。民間の任意団体であるが、大手製造業、銀行、証券会社等がメンバーである。主な業務は中国への直接投資促進のための関連情報の収集、個別の投資相談と投資活動の支援、投資事業に係るトラブルの処理・解決、其の他広報活動である。また、日本貿易振興会（JETRO）は外国の投資セミナーの日本国内での開催を支援し、国連工業開発機関（UNIDO）も同様の事業を実施している。

九江市が上記のような組織や商工会議所、其の他の経済団体と提携し、投資情報の交換や企業誘致の斡旋・協力関係を構築することは有効である。また、東京には全国47都道府県の事務所があり、中小企業を誘致する場合には協力が得られよう。このほか友好省県や友好都市、日本の華僑組織との連携など、きめ細かいネットワークづくりと九江市のPRを進めることは企業誘致実現のために必要である。以上は日本の例であるが、其の他の外国との同様の提携とネットワークづくりも勿論有効であり、今後の積極的な取り組みが期待される。

具体的には、まず外国での投資セミナーを公的な助成も活用しながら実施し、その後の定常的なフォロー体制を確立する。このため少なくとも1つの外国に1名の駐在員を常駐させることが必要と考えられる。ただし、大規模な投資案件については、トップセールスとトップの全面的な責任執行が要点となることも考慮しておく必要がある。

2.3.4. 事業費の概算

活動が多岐にわたるため費用の積算は困難である。九江市政府、九江開放開発区管理委員会等の新たな財源と支出予算の範囲内で、また、外国からの資金補助も活用しながら、事業内容に優先順位をつけ機動的に実施することとなる。

2.3.5. 実施時期および具体化のための課題

早期に着手する。具体化のための課題としては、基盤整備促進のための新たな財源の確保の実現性が問題となる。特に土地使用権に対する課税と「土地使用料」又は開発費との関係を明確にする必要がある。土地使用料は合弁等の場合に中国側が土地を現物出資した場合に支払う料金であり、土地使用権を分譲した場合には問題とならない。したがって、土地使用権課税との関係で問題になるのは開発費である。

概念的には、土地使用権に対する課税と開発負担金とも言うべき開発費は峻別されるべきである。この区別を明確にした上で、土地使用権への課税を実施する必要がある。その一方で開発費を徴収する場合には、当該基盤整備の収支を公開し、開発費負担企業の納得を得る必要がある。

2.3.6. 環境配慮

a. スクリーニング

この計画は、1)八里湖開放開発区の整備、2)企業誘致体制の確立、という2種類の事業からなる。前者の八里湖開放開発区の整備については、「中小企業団地整備」と同様のスクリーニングと今後の調査方針が適用できる。後者の「企業誘致体制の確立」は物理的な施設建設を伴わないので、社会環境、自然環境などへの悪影響と公害は存在しない。従ってスクリーニングの段階で環境配慮は不要と結論することができる。

以下に企業誘致体制の確立のスクリーニングの結果を示す。

図表3-5. スクリーニング

	環境項目	評定	備考(根拠)
社会環境 自然環境 公害	1 住民移転	D	事業のツトコンポ-ネットについて社会的影響はない。
	2 経済活動	D	事業のツトコンポ-ネットについて社会的影響はない。
	3 交通・生活施設	D	事業のツトコンポ-ネットについて社会的影響はない。
	4 地域分断	D	事業のツトコンポ-ネットについて社会的影響はない。
	5 遺跡・文化財	D	事業のツトコンポ-ネットについて社会的影響はない。
	6 水利権・入会権	D	事業のツトコンポ-ネットについて社会的影響はない。
	7 保健衛生	D	事業のツトコンポ-ネットについて社会的影響はない。
	8 廃棄物	D	事業のツトコンポ-ネットについて社会的影響はない。
	9 災害(リスク)	D	事業のツトコンポ-ネットについて社会的影響はない。
	10 地形・地質	D	事業のツトコンポ-ネットについて自然環境への影響はない。
	11 土壌侵食	D	事業のツトコンポ-ネットについて自然環境への影響はない。
	12 地下水	D	事業のツトコンポ-ネットについて自然環境への影響はない。
	13 湖沼・河川流況	D	事業のツトコンポ-ネットについて自然環境への影響はない。
	14 海岸・海域	D	事業のツトコンポ-ネットについて自然環境への影響はない。
	15 動植物	D	事業のツトコンポ-ネットについて自然環境への影響はない。
	16 気象	D	事業のツトコンポ-ネットについて自然環境への影響はない。
	17 景観	D	事業のツトコンポ-ネットについて自然環境への影響はない。
	18 大気汚染	D	事業のツトコンポ-ネットについて公害はない。
	19 水質汚濁	D	事業のツトコンポ-ネットについて公害はない。
	20 土壌汚染	D	事業のツトコンポ-ネットについて公害はない。
	21 騒音・振動	D	事業のツトコンポ-ネットについて公害はない。
	22 地盤沈下	D	事業のツトコンポ-ネットについて公害はない。
	23 悪臭	D	事業のツトコンポ-ネットについて公害はない。

b. スコーピング

八里湖開放開発区の整備については、中小企業団地整備と同様のスクリーニングが適用できる。

c. 今後の調査方針

八里湖開放開発区の整備については、中小企業団地整備と同様の調査方針が適用できる。

開放開発区の造成については多少の住居、経済活動、交通/生活施設への影響があり得る。最も配慮すべきことは開発区に立地する企業の業種と企業の環境保護計画である。業種によっては大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、悪臭などの公害発生源となる可能性がある。したがって汚染物

質排出基準や環境基準などに基づく環境保護対策を実施しなければならない。

2.4. 九江技術交流中心の整備

2.4.1. 事業の概要

九江市工業開発の全体的・長期的方向づけである「九江産業・技術都市圏」形成へのステップとなる事業である。「九江産業・技術都市圏」は、技術が成長を先導する都市圏である。そこでは先進技術の導入や移転・吸収だけでなく、九江市企業自らが新たな技術の開発と企業化を行ない、技術・研究開発と生産が一体となった「成長構造」を担保する仕組みづくりが要点である。九江技術交流中心は、こうした産業・技術都市圏における産業技術の開発、移転、交流等のセンターの整備である。

2.4.2. 事業の目的と提案理由

九江技術交流中心は、長期の事業である九江大学や開放型研究施設とともに、産業・技術都市圏の中核施設をなす。2000年迄に着手すべき優先事業とした理由は、その緊急性であり、需要の大きさと政策効果、更には新たな工業技術標準や規格への対応措置である。

第1の緊急性は、九江市工業の技術水準に関係する。現状では九江市工業の技術水準は一部の企業を除くと高くない。市場経済化の進展、競争と消費者の選択が進む中で、企業存続のためには技術水準のボトムアップは不可欠である。そのためには「手探り」でない、正確なデータに基づいた試験や検査と新製品等の開発が必要である。

第2の需要の大きさと政策効果は、個体・私営企業などの中小企業の育成と関係する。中小企業の育成は九江市の工業振興政策の重点であり、成長力のある企業の育成には「開かれた試験研究施設」の利用による技術のボトムアップとレベルアップは特に重要であり、政策効果も大きい。

第3の新たな工業技術標準や規格への対応は、九江市工業の国際化に関係する。中国には、工業製品の国家標準がある。しかしながら、1991年3月発布の「輸出向け機電製品質量許可証管理規定」では、輸出のための質量許可証取得のための機電製品の要件を次のように定めている。

- ①国家標準と製品輸出部の業種別規格に合致すること。上記標準等がない場合には、当該企業の標準に合致すること。製品の質量につき等級が規定されている場合には、製品輸出部の現行規定の等級にあること。
- ②外国貿易に関する契約又は協定に試験標準及び要求規格等の記載ある場合には、それらに合致すること。
- ③供与された設計及び見本に基づき製品が生産される場合には、輸出を行なう者及び当該工場所在地の製品検査機関の作成した要求標準に合致すること。
- ④過去に相当年の輸出実績があり、質量が安定し、国外での評価は高

いが、国家標準あるいは業種別規格に合致しない製品又は標準のない製品については、生産者規定の標準並びに関係部門の暫定基準に合致すること。

- ⑤輸出機電製品の包装が経済貿易部、国家商検局と製品輸出部の当該製品に対する要求に合致すること。

要するに、この「機電製品質量許可証管理規定」にあるように、中国では国家標準以外に様々な「標準や規格」が存在している。その理由の1つは、工業技術の進歩に国家標準が追いつかないためと言える。今後は中国でも工業化が本格化し、また、輸出拡大は成長のために戦略的重要性をもつ。それを可能とするのは国際社会に通用する技術である。そして、その評価体系として新たな工業技術の標準・規格づくりは必須であり、九江市としても将来に備えて今から試験研究設備を広く一般に開放利用する施設を整備し、九江市工業の技術水準の向上を図ることは極めて重要である。

なお、最新の生産設備を導入すれば、高品質の製品が生産できるとの考え方が一部に根強い。これはある程度の真実を含むので、最新設備で生産された製品の検査や試験は不要との考え方に陥りがちとなる。しかし、同様の最新設備で生産された製品でも、生産国によって消費者の評価は異なる。これは技術はもとより、品質管理や製品等の検査体制の相違によると言える。また、既に企業化された成熟製品の委託・賃加工生産のみでは、付加価値も低い。長期的な工業の発展と成長を実現するには、先行開発者利潤が期待できる新製品や新技術の開発が必要である。このためにも、精度の高い試験研究設備は欠くことができない。

九江市には約10カ所の公的な研究所（工業以外を含む）があるが、設備的には未整備である。大中型全民所有制企業の中には試験研究設備を保有する企業もあるが、それは一般に開放されたものではない。

これまで述べたことから、工業発展のための基礎的な基盤（インフラ）整備として、試験研究設備を装備した技術開発と技術移転、技術交流等のセンターとしての「九江技術交流中心」の整備は、重要な優先事業と考えられる。

2.4.3. 事業内容・コンポーネント

試験検査と技術・研究開発、開発と技術移転、技術交流等のセンターとして、技術・研究開発と生産の一体化を促進する機能と設備を整備する。事業の実施には九江市計画委員会、科学技術委員会、科学技術協会等が関係するが、その運営には独自の新たな組織を設立する。

- 1) 建物規模：床面積5,000m²前後
- 2) 施設構成：材料等試験室、各種分析室、開放試験室、技術研修室、技術交流室、技術相談室、貸研究室、研究室、技術情報室、事務室等
- 3) 依頼試験：金属組織試験、非破壊検査、各種材料試験、精密測定試験、機械器具性能試験、繊維試験、化学試験、分析試験、建材等

の試験など

- 4) 試験研究設備：走査型電子顕微鏡、X線分析装置、X線透過検査装置、万能試験機、表面構造解析装置、ガスクロマトグラフ等
- 5) スタッフ数：50～70名（事務職を含む）

九江市技術交流中心の業務は、スタート段階では依頼試験を主業務とし、上記の設備を導入する。精度の高い設備は高度な資質を有するエンジニアや研究者の魅力ともなるので、逐次人材の蓄積を進める。

こうした設備と人材を核とし、依頼試験や技術相談の充実の一方、開放試験室では試験方法の研修とともに各種の技術指導を行ない、中小企業等の技術や技術者を育成する。また、依頼研究も実施し、その企業化・製品化への各種支援（製品及び生産工程の設計・デザイン、資金面の支援、マーケティング等）も行なう。

横向き経済連合の一環として、南昌市はもとより他地域の有力な大学、研究機関、更には企業との技術交流を実施し、九江市企業との提携等の斡旋を行なう。場合によっては、共同研究を組織・実施する。

技術情報については、九江市工業の保有技術のデータベース化を図る一方、北京や上海の科学技術情報研究所や大学等とネットワークを形成し、最新情報の蓄積に努める。

九江技術交流中心は以上のように多様な業務の実施するが、企業分野では中小企業、業種分野では食品、繊維のほか電子産業を含む機械金属、建材工業、中でも機械金属工業の振興に重点をおく。また、技術面では応用技術、生産技術（工業デザイン、工程設計、量産技術等）、品質管理技術に重点をおく。特に工業デザインは「製造する側にとってつくりやすく、消費者にとって使いやすい製品づくり」に欠くことできない技術であり、コストと生産性、付加価値などに総合的に関係する。

以上の考え方は、九江市工業の既存集積の一方、将来の有望な中小企業分野と厚みのある工業集積の形成を考慮したものである。

(4) 事業費の概算

用地費を除く施設整備費用は、次のように概算で約2,250万元である。

一建物建設費約750万元（ $5,000\text{m}^2 \times 1500\text{元}/\text{m}^2$ ：建設単価は一般の付帯設備の関係で一般の建物よりも高めに設定）。

一試験研究設備約1,500万元（約2.7億円、前記4)の設備単価を基礎に算定）。

2.4.5. 実施時期および具体化のための課題

2000年迄に条件が成熟次第直ちに着手する。具体化のための課題としては、第1に試験研究設備の調達資金の手当てがある。基礎的なインフラ、公共サービスの性格を有する事業であるので、外国の政府開発援助の利用が考えられる。例えば、日本政府は一般無償協力として上海医療機械検査センターの整備に約3.2億円、ハルビン工業大学の機材整備に約4.5億円、湖南武陵大学の機材整備に約9.3億円を援助している。また、日本の通商

産業省は東南アジア諸国に対する産業協力の強化を構想し、特定産業とその裾野となる中小企業の育成と技術移転の支援、製品の標準化を促進するための「工業標準化・認証試験センター」の開設など検討している。九江技術交流中心の機材整備計画としては、このような動向にある日本だけでなく、外国政府の支援を積極的に受け入れること得策と考えられる。

第2の課題は、九江市の既存の研究所等との関係である。既存の研究所は所管の政府関係機関のもとでタテ割的に組織され、エンジニア等の身分所属も問題となる。結論的には、2つの方向が考えられる。1つは既存の研究所を存続させ、試験研究設備の外国政府による援助の受け皿として九江技術交流中心を位置づけ、その運営は既存の研究所からの出向者が行なう方法である。もう1つは、独立した運営主体の設立である。関係機関の調整、既存研究所の統合および関係機関による設立運営基金の造成を行なう方法である。

このいずれをとるかについては更に具体的な検討が必要である。一方、中国では日本の通商産業省と同様の組織の設立が検討されている。中国では、科学技術の振興や産業政策は農業等含む総合的なものであるが、通商産業省と同様の組織の設立は、工業や産業技術の振興体系の変化を伴うと予想される。すなわち、工業関係の大部分は新組織の所管となると思われる。こうした動向を考慮すると、九江技術交流中心は一元的な組織管理による独立機関として整備されることも十分に考えられる。

2.4.6. 環境配慮

a. スクリーニング

この計画は環境配慮を必要とする項目が一つ以上あるため、EIAの対象とし、以下のようにスコーピングをなした。

b. スコーピング

スコーピングの結果を図表3-6に示す。

図表3-6 スコーピング

	環境項目	評価	備考(根拠)
社会	1 住民移転	D	施設は小面積であり住民移転への影響はない。
	2 経済活動	D	施設は小面積であり経済活動への悪影響はない。
	3 交通・生活施設	D	施設は小面積であり交通/生活施設への影響はない。
	4 地域分断	D	施設は小面積であり地域分断への影響はない。
	5 遺跡・文化財	C	施設は小面積であり遺跡文化財への影響はないと思われるが詳細は不明。
環境	6 水利権・入会権	D	施設は小面積であり水利権/入会権への影響はない。
	7 保健衛生	D	ゴミや病虫害の発生はない。
	8 廃棄物	D	廃棄物はごく小量であり適正処理すれば社会環境への影響はない。
	9 災害(リスク)	B	施設そのものは災害を生起させないが、施設が長江の洪水被害を受ける可能性がある。
自然環境	10 地形・地質	D	地形改変の必要はない。
	11 土壌侵食	D	傾斜地が存在しないので土壌侵食は起きない。
	12 地下水	D	施設は小面積であり地下水への悪影響はない。
	13 湖沼・河川流況	D	施設による水域(八里湖と長江など)への水文的影響はない。
	14 海岸・海域	D	開発区は海域に面していない。
	15 動植物	D	施設は小面積であり動植物への悪影響はない。
	16 気象	D	施設による気象への影響はない。
公害	17 景観	D	貴重な景観は存在しない。
	18 大気汚染	C	試験研究活動による大気への影響はない。
	19 水質汚濁	C	廃水はごく小量であり廃水の排出基準を遵守すれば影響はない。事故による汚染の可能性がある。
	20 土壌汚染	C	廃棄物の処理/排出基準を遵守すれば影響はないが、事故による汚染の可能性がある。
	21 騒音・振動	D	騒音/振動の影響はない。
	22 地盤沈下	D	地下水揚水による用水供給をしないので沈下の可能性はない。
	23 悪臭	C	事故や違反による悪臭の可能性がある。

c.今後の調査方針

スコーピングの環境項目の内"D"を除く項目について、今後調査すべき内容を図表3-7に示した。

図表3-7 今後の調査方針

環境項目	評価	総合評価
5 遺跡・文化財	C	遺跡/文化財の現状調査。
9 災害(リスク)	B	長江の洪水位と洪水頻度、施設周辺の排水系統。
18 大気汚染	C	試験研究の内容と環境保全計画。
19 水質汚濁	C	試験研究の内容と環境保全計画。
20 土壌汚染	C	試験研究の内容と環境保全計画。
23 悪臭	C	試験研究の内容と環境保全計画。

九江技術交流中心は小面積であり社会/自然的な環境への影響はない。最も配慮すべきことは技術交流中心で実施する技術開発の種類である。技術開発の種類によってはごく小規模であるが、大気汚染、水質汚染、土壌汚染、悪臭などの公害発生源となる可能性がある。そのような可能性が予想される場合は、汚染物質排出基準や環境基準などに基づく環境保護対策

を実施しなければならない。

3.優先プロジェクトの概要書

3.1.中小企業団地（郷鎮企業団地）の整備

3.1.1 事業の概要

(1) 目的と提案理由

中小企業団地又は郷鎮団地の整備は、次のような目的を有する。

- 1) 新たな活動空間の確保・提供による中小企業（個体・私営企業、集体所有制の郷鎮企業等）製造業の新規参入促進と育成
- 2) 企業の集約的な立地による協業化の促進や共同利用施設（福利厚生、商談・会議施設等）の整備によるコストダウン等
- 3) 九江市区への企業立地の誘導、企業集積形成による九江市区の都市化の促進
- 4) 企業構造の複合化、企業間交流（核となる企業や工業の関連産業の集積形成を含む）の促進を通じた九江市区工業全体の活性化
- 5) 中小企業等の集約的立地による環境管理の徹底

(2) 実施主体

事業主体は九江市政府（九江開放開発区管理委員会）、関係機関は九江市計画委員会および郷鎮企業局等。

(3) 実施時期

1996年～2000年に着手を目標とする。

(4) 立地

八里湖地区で先行的に整備する。

(5) 関連プロジェクト

現在進行中の八里湖開発区整備。

(6) 事業費用と財源

八里湖地区での概算整備費用は約4,000万元であり、そのうち分けは、
—基盤整備投資約1,500万元：九江開放開発区全体の基盤整備投資額約15億元×10ha（中小企業団地面積）／九江開放開発区の面積1,000ha。
—建物建設費等約2,500万元：約25,000m²の床面積の建物の整備、建設単価は1,000元／m²前後。標準工場を含む。

財源は、八里湖地区の場合は九江開放開発区管理委員会の業務収入。しかしながら、同委員会の資金不足に対応するため土地使用権転売利益への課税、土地使用権への課税、更には土地使用権の未利用への課税（保有税）など、新たな財源を確保・充当することも考えられる。

3.1.2. 内容・コンポーネント

中小企業団地は、八里湖地区および九江市区の都市形成からみて適当な

地点に整備する。

主な施設等の整備内容は次のとおりであるが、具体的な用地の条件に応じて、その規模や内容は変動し得る。

- 1) 用地開発規模……10ha前後（一般工場用地、共同利用施設用地、標準工場用地等）
- 2) 共同利用施設……団地会館の整備（食堂・喫茶室、娯楽室、シャワールーム、会議・研修施設等、入居企業オフィス等）
- 3) 標準工場……賃貸工場（300～1,000㎡程度の面積を単位とした団地ビルの整備。間仕切が自由な構造も必要に応じて確保しておく。）

企業の入居促進のため、個別企業又は組合単位での低利融資や債務保証、中小型全民所有制企業の民営化による場合の補助金の交付、低料金での施設や土地の利用など資金面の助成を行なう。また、大中型企業の設備供与や公的な設備貸与も団地入居企業に優先的に実施する。要するに、中小企業育成のモデル的な事業として、関連施策の総合的な活用と動員を図ることが要点である。

3.1.3. 事業評価

中小企業（個体・私営企業）又は郷鎮企業の育成は、九江市工業の活性化や大中型企業（[注]：日本の大企業に相当する）を中心とした地域中核企業の周辺分野のサポーティングインダストリー（関連産業）として重要である。

3.1.4. 実施上の留意点

(1) 実施に向けての留意事項

団地入居企業は九江市内の中小企業等を優先するが、九江市区での企業集積形成の観点から、市外企業も対象とすることが考えられる。

事業実施のためには、中小企業団地整備を広くPRし、入居企業を募り、必要に応じて同業種又は異業種の協同組合等の結成を図り、円滑な事業の推進に努める。また、特定業種あるいは大中型企業の関連企業等に的を絞り、共同受注等の仕組みづくりを行なうことも有効である。このため、長期的には八里湖地区以外に、数ヵ所の団地を整備することも有効である。

事業全体の運営については、必要に応じて、中小企業育成と団地化に実績のある外国の専門家を招聘し、技術的協力を得る。

なお、九江市政府は、企業入居後は標準工場などの管理と運営を中心とした業務を行ない、其の他団地会館等については協同組合又は入居企業の設立する管理組合による自主管理とする。

(2) 環境配慮

環境配慮を必要としない項目を除き、今後調査すべき内容を図表3-8に示した。

図表3-8 今後の調査方針

環境項目	評価	総合評価
1 住民移転	B	移転対象住民の人口、移転先に関する住民の希望。
2 経済活動	B	地区の産業の現状調査。
3 交通・生活施設	B	地区の交通／生活施設の現状調査。
5 遺跡・文化財	C	遺跡／文化財の現状調査。
6 水利権・入会権	C	八里湖における漁業の現状調査。
7 保健衛生	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
8 廃棄物	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
9 災害(リスク)	C	長江の洪水位と洪水頻度、八里湖地区と排水系統。
18 大気汚染	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
19 水質汚濁	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
20 土壤汚染	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
21 騒音・振動	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
23 悪臭	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。

企業団地造成において多少の住居、経済活動、交通／生活施設への影響があり得る。最も配慮すべきことは立地企業の業種と企業の環境保護計画である。業種によっては大気汚染、水質汚染、土壤汚染、騒音、悪臭などの公害発生源となる可能性がある。汚染物質排出基準や環境基準などに基づく環境保護対策を実施しなければならない。また、隣接地域等の住居との適切な緩衝距離の確保、共同利用施設に必要な応じて環境対策施設を含める等の配慮が必要である。

3.2. 保税区の整備

3.2.1. 概要

(1) 目的と提案理由

九江市における対外経済開放と輸出産業等の振興、内外貿易の拡大を加速化させるための戦略的な拠点整備である。「保税制度」の十全な活用的一方、貿易関連の諸機能の整備を併せて図り、九江市の発展を先導する総合的な業務拠点とする。

(2) 実施主体

事業主体は九江市政府（九江開放開発区管理委員会）、関係機関は九江市計画委員会および港務局等。保税区の管理運営には、九江市政府の構想では独自の管理機構が設立される予定である。

(3) 実施時期

遅くとも2000年迄に着手を目標とする。

(4) 立地

九江市の保税区は、開放開発区の北部、閻家渡に位置する。

(5) 関連プロジェクト

5,000屯級のバースを有する港湾施設のほか水源保全区の整備。

(6) 事業費用と財源

九江開放開発区の一部であり、概算事業費は約2.7億元である（九江開放開発区全体の基盤整備投資額約15億元×保税区の面積180ha/九江開放開発区の面積1,000ha）。なお、これには港湾施設整備費用は含まない。

3.2.2. 内容・コンポーネント

九江市の保税区は、開放開発区の北部、閩家渡に位置する。開発計画面積は約180ha、沿江地点に5,000屯級のバースを有する港湾施設のほか水源保全区の整備も構想されている。

以下は九江市政府（九江開放開発区管理委員会）による構想である。中国の保税区開発方針および先進地域の保税区の例に沿ったもので、事業内容としては適当と考えられる。

- 1) 土地利用：保税加工区、業務地区、物流施設用地、港湾施設用地等
- 2) 基盤施設：港口、埠頭、倉庫および関連施設、鉄道および道路、郵便通信施設、変電所、集中熱供給施設等
- 3) 導入業種：輸出加工（高度技術産業、高度技術利用産業）、第3次産業（対外貿易、中継貿易、倉庫、通関および貿易業務代理店、その他保険・金融サービス等）
- 4) 関連施設：税関、検疫所、税務署、公安部門および外貨調節（交換）センター等
- 5) その他：保税区は封鎖的な区域であり、外塀を整備する。その他都市機能施設については、近接する九江市区・市街地の集積を活用する。

3.2.3. 事業評価

輸入貨物の再輸出・積み戻し等の場合、輸入関税や工商統一税が免除される保税制度は、GATT加盟を目指す中国の新しい制度である。輸出加工や中継貿易、通過貿易の振興に有効かつ不可欠の制度であり、大きくは2つに区分される。倉庫や上屋、工場など個々の保税施設と、区画された一団の土地に一元的に保税制度を適用する保税区である。

九江市は九江開放開発区内に保税区の構想を有するが、未だ中央政府の認可が得られていない。この保税区を優先事業とする理由の第1は、中央政府の認可促進であり、保税区は対外経済開放のシンボルでもある。第2の理由は、保税制度の広範な利用促進による貿易や輸出加工型産業の振興、外資の導入促進である。第3の理由は、高関税率の品目が多い中国の現状において、保税区の有無は地域間競争が激しさを増す中で決定的な競争力格差となることである。そして第4の理由は、長江中流地域の結節交流・生産拠点という九江市の比較優位から見て、九江市に保税区を整備することは政策効果から最善であるためである。

3.2.4 実施上の留意点

(1) 実施に向けての留意事項

対外経済開放の加速化、成果の早期顕在化のための拠点整備である。

保税區への入居企業の選定は、保税區の適正な利用と公平性の確保に十分に留意して行なう必要がある。保税區は輸出加工型の外国資本だけでなく、外貨運用を可能とし、「外貨自由化」になる迄は中国資本にも大きなメリットがある。メリットが大きいだけに企業の適正かつ公平な選定がなされないと制度自体が十分に機能しないおそれがある。

また、八里湖地区も保税區と同様に外国資本の導入を主眼とする。輸出加工型の企業の倉庫等の保税施設としての認可を円滑に行ない、保税區立地企業とのバランスをとることも重要である。

保税區的港湾施設整備は、未だスケジュール化されていない。既存の外貿埠頭の拡充整備が先行する予定である。このため早期に保税區が認可された場合、既存の外貿埠頭を利用することになり、輸入貨物の「横持ち」が立地企業のコスト負担となる。また、既存の外貿埠頭—保税區間の輸送は保税運送となり手続き面の煩雑さも加わる。こうした問題に対処するため、既存外貿埠頭—保税區間の道路整備、その道路と既存外貿埠頭の一部を暫定的に保税區化、横持ち輸送の低料金化、保税を関税の留保付き非課税（課税の条件付き延期）とすること、等を検討する必要がある。

(2) 環境配慮

スコーピングにおいて影響がないと評定された項目を除いて、今後調査すべき内容を図表3-9に示した。

図表3-9 今後の調査方針

環境項目	評定	総合評価
1 住民移転	B	移転対象住民の人口、移転先に関する住民の希望。
2 経済活動	B	地区の産業の現状調査。
5 遺跡・文化財	C	遺跡／文化財の現状調査。
7 保健衛生	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
8 廃棄物	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
9 災害(リスク)	B	長江の洪水位と洪水頻度、保税區周辺の排水系統。
17 景観	B	修景計画の検討。
18 大気汚染	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
19 水質汚濁	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
20 土壌汚染	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
21 騒音・振動	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。
23 悪臭	C	立地予定企業の業種と環境保全施設計画。

保税區造成においては多少の住居、経済活動への影響があり得る。最も配慮すべきことは保税區に立地する企業の業種と企業の環境保護計画である。業種によっては大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、悪臭などの公害発生源となる可能性がある。したがって汚染物質排出基準や環境基準などに基づく環境保護対策を実施しなければならない。

3.3. 八里湖地区の整備と企業誘致体制の確立

3.3.1. 概要

(1) 目的と提案理由

九江開放開発区・八里湖地区への企業誘致を加速化するため、同地区の産業基盤整備の円滑化と企業誘致体制の確立を図り、基盤整備のための新たな財源の創出・確保、企業誘致体制の強化とネットワークづくりを目的とする。

(2) 実施主体

事業主体は九江市政府（九江開放開発区管理委員会）、関係機関は九江市計画委員会等。

(3) 実施時期

八里湖地区開発そのものはすでに進行中。その一環として、早期に着手する。

(4) 立地

九江市の八里湖地区。

(5) 関連プロジェクト

保税區、5,000屯級のバースを有する港湾施設のほか水源保全區の整備。

(6) 事業費用と財源

活動が多岐にわたるため費用の積算は困難である。九江市政府、九江開放開發區管理委員會等の新たな財源と支出予算の範囲内で、また、外国からの資金補助も活用しながら、事業内容に優先順位をつけ機動的に実施することとなろう。

3.3.2 内容／コンポーネント

(1) 基盤整備促進のための新たな財源確保措置

- 土地使用権への課税：土地使用権自体への課税は九江市政府の安定的な財源確保からも有効である。他方、他地域との競争力を維持するために八里湖地区では、実験的に基盤整備基金、特定財源の確保、企業等の了解を得ること、先行的に負担した企業に対しする税の還付も検討する。
- 土地使用権転売利益への適正課税：転売利益を「所得」として課税する。ただし、その所得を八里湖地区（又は其の他の九江市）に再投資する場合には、所得税の一定額を減額し、八里湖地区への投資、土地使用権の分譲を更に促進する。
- 土地使用権未利用保有に対する課税：「土地使用権保有税」であり、基盤整備基金の充実のほか、工場等の操業の加速化もねらいとしている。

(2) 企業誘致体制の確立

九江市では、香港での九江市および江西省主催の投資セミナーの開催など、外国投資および企業誘致のための活動が活発化している。今後は更に活動の幅を広げ、次の方策を講ずることが適当である。

一企業誘致体制の強化：八里湖地区への投資や企業誘致は、九江開放開発区管理委員会招商局のほか対外経済技術合作弁公室、更には其の他幅広い人脈を活用しつつ展開されている。今後の誘致体制強化のため、第1に企業誘致各部門の連携強化、情報の共有、第2に招商局でのワンストップサービスの徹底（投資および企業設立、工場建設や操業に伴う諸手続きの一括代行）、第3に対外経済技術合作弁公室駐在事務所の活動拡充（北京等への事務所新設を含む）、第4に資金面の問題はあがるが、有力な投資先の外国への企業誘致活動拠点の設置が考えられる。

一外国との提携拡大、企業誘致ネットワークの形成：香港での投資セミナーに引続き、外国との提携を拡大し、投資と企業誘致を促進するものである。

例えば、日本には日中投資促進機構が1990年3月に設立されている。民間の任意団体であるが、大手製造業、銀行、証券会社等がメンバーである。九江市がこのような組織や商工会議所、其の他の経済団体と提携し、投資情報の交換や企業誘致の斡旋・協力関係を構築することは有効である。

具体的には、まず外国での投資セミナーを公的な助成も活用しながら実施し、その後の定常的なフォロー体制を確立する。このため少なくとも1つの外国に1名の駐在員を常駐させることが必要と考えられる。

3.3.3 事業評価

八里湖地区は、九江市の対外経済開放と外国資本の導入、新規成長産業の受け皿であり、九江市の将来的な発展と成長のための跳躍台（ジャンピングボード）と期待される戦略的重要性を有する開発拠点である。

3.3.4 実施上の留意点

(1) 実施上の留意事項

具体化のための課題としては、基盤整備促進のための新たな財源の確保の実現性が問題となろう。特に土地使用権に対する課税と「土地使用料」又は開発費との関係を明確にする必要がある。土地使用料は合弁等の場合に中国側が土地を現物出資した場合に支払う料金であり、土地使用権を分譲した場合には問題とならない。したがって、土地使用権課税との関係で問題になるのは開発費である。

概念的には、土地使用権に対する課税と開発負担金とも言うべき開発費は峻別されるべきである。この区別を明確にした上で、土地使用権への課税を実施する必要がある。その一方で開発費を徴収する場合には、当該基盤整備の収支を公開し、開発費負担企業の納得を得る必要がある。